

## 岡山孤児院の2つの災害での貧孤児収容と その歴史的役割の概要

The Historic role in Housing for Poor Orphans of Okayama Orphanage in Two Calamities

菊池 義昭\*  
KIKUCHI Yoshiaki

### 要旨

本研究は、1891年10月の濃尾大震災と1908年の東北三県凶作という2つの災害において、多数の貧孤児を収容した岡山孤児院の活動内容の、歴史的役割を解明することが目的である。ただし、本稿では、先の2つの災害での収容児を確定し、彼らの退院年齢や在院期間などの数量的な特色をまとめ、同院の災害救済（支援）における歴史的役割の概要を確認することにした。その結果、濃尾大震災で収容した院児（115人）の在院期間などを分析すると、同院を退院し就職した院児は23人で、彼らの退院年齢は21歳、在院期間は11年間である者が最も多く、この23人が「長期的、継続的救済（支援）」を受けた院児と理解した。一方、東北三県凶作では、825（829）人もの貧孤児を収容したが、2年前後の在院で566人が帰郷したため、1911年1月以降の在院児149人の在院期間などを分析した。その結果、退院年齢は21歳で、在院期間は13年間で最も多く、26歳以上、20年以上も在院する院児もいた。また、退院理由では、親族元への帰郷が1位で、徴兵検査終了、農場学校卒業、結婚などと続き、「長期的、継続的救済（支援）」の数量的な内容と養護実践の概要が確認できた。このため、2つの災害救済（支援）における同院の歴史的役割が、先の院児たちに、最も反映されていることを確認した。

キーワード：岡山孤児院、石井十次、災害救済（支援）、養護実践史、児童福祉史

---

\*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Tokyo Univ. Faculty of Human Life Design  
連絡先：〒351-8510 埼玉県朝霞市岡48-1

## はじめに

岡山孤児院は、1891（明治24）年10月28日に起こった濃尾大震災では115人の震災孤児等を收容し、1906（同39）年の東北三県凶作では825人の貧孤児を收容した。その概要は、すでに確認したところであるが<sup>1)</sup>、濃尾大震災においては個々の貧孤児の收容時の生活内容や具体的な收容活動についてはまだ未解明である。また、この2つの災害で收容した貧孤児のその後の養護実践と自立過程の内容についての分析も未着手である。

そこで、今回は、まず、先の2つの災害で岡山孤児院が收容した個々の貧孤児を確定してみることにする。その後、先の未解明の課題についての分析に取り組むことにするが、特に後者の同院へ收容後の個々の院児への養護実践の内容と自立過程の内容の分析に研究の力点を置いて実施していくことにする。つまり、筆者は、今回東日本大震災に遭遇し、これまでの岡山孤児院史研究を振り返ってみる中で再確認できたことは、この濃尾大震災と東北三県凶作という2つの災害での貧孤児收容に、当時の岡山孤児院が命運をかけて取り組み、その後一貫して彼らへの養護実践と独立自活に向けての多様な試みを模索し、一定の成果を出していたことをある程度解明していたことであった<sup>2)</sup>。ただし、先の「一定の成果」の歴史的役割やその意義についてはまだ検証しておらず、その研究のポイントが、先の2つの災害後に同院に收容された個々の院児の独立自活までの養護実践の内容を裏付けることであると認識した。また、この内容が裏付けられれば災害救済（支援）史研究における慈善事業（社会福祉）の固有性としての歴史的役割（意義）も確認できると判断した。

そして、社会福祉史研究の立場から災害救済（支援）史研究をみると、社会福祉が成立するルーツの1つは、各種の大災害での窮民の救済であったといえることである。その救済内容を大別すると、短期的なもので終了してしまう個別の救済と、長期的、継続的な個別の救済があり、岡山孤児院の2つの災害における貧孤児の收容活動は後者に該当する。さらに、救済の内容においても、被災者の生活の一部である食事他の支援だけでなく、入院児の教育や実業を含めた全生活を支援し、その期間が長期的、継続的であるため、彼らの現在だけでなく未来の人生をも支援する活動になっていたことである。このため、後者の活動は社会福祉という領域の持つ特質を最も有効に生かした実践であり、他の領域では体現できない固有のものであったと想定できる。なぜならば、当時の岡山孤児院が收容した貧孤児は、2つの災害での被災者の中で最も困難な状況に置かれ被災者（子どもたち）で、かつ彼らの場合は、将来の生活と人生を考えると、長期的、継続的な個別の支援が必要となり、そのような対象の被災者支援を実践したところに、他の領域では体現できない固有性があり、それは今回の東日本大震災による震災孤児等の発生とその対応策の動向を見ても理解できることである。その意味でも、岡山孤児院の、濃尾大震災や東北三県凶作での個々の貧孤児への長期的、継続的な救済（支援）としての、養護実践と自立過程の内容についての分析は、災害救済（支援）史研究における社会福祉という実践の歴史的役割の固有性を十分に検証しうる事例になると仮定できる。

特に、岡山孤児院の場合は、その対象となる院児の規模と養護実践の質において、明治から大正期という時代にも関わらず、彼らのライフステージの全ての段階に対する実践プログラムを確立し、現に彼らが家庭を持って社会的に自立し、さらに彼らの子孫にあたる3代先の家族のことまで<sup>3)</sup>、視野に入れた検証が可能であるところに、社会福祉の固有性の検証に耐える内容が内包されていると判断

できるからである。

ただし、本稿では、その最初の研究的な取り組みであるため、今後の研究の基盤になる基本データをまとめることに止める。まず、濃尾大震災では、岡山孤児院に収容（入院）した個々の院児の入院と退院の年齢や在院期間等の内容やその特色を、濃尾大震災で収容した115人と東北三県凶作で収容した825人の貧孤児のうち1911年以降も在院した院児を対象に、彼らの入院と退院の年齢や在院期間等の内容およびその特色を中心にまとめ、2つの災害での、同院の養護実践の果たした歴史的役割の概要を確認してみる。

## 1、濃尾大震災での全入院児とその歴史的役割の概要

### 1) 濃尾大震災の被害と震災孤児の収容活動

1891年10月28日に岐阜県本巣郡根尾村を震源とするマグニチュード8.4の濃尾大震災が発生し、同県では死者4,889人、負傷者12,311人、家屋の全壊44,203戸、半壊21,378戸という甚大な被害が生じた<sup>4)</sup>。このような甚大な被害を知った石井十次院長は、ただちに震災孤児の救済を決意し、すでに組織していた東洋救世軍の山岡吉憲、小橋勝之助等が同年11月1日に、7日には小野田鉄弥を現地に派遣し、11月19日には第1回目の震災孤児13人を岡山孤児院に収容し、その後11月26日に26人を受け入れた<sup>5)</sup>。また、地元の大垣町等でキリスト教関係者の収容活動に対する偏見が流布したため、1892（明治25）年1月1日前に震災地に近い名古屋市内に震災孤児院を開設し、1893（同26）年7月までに76人を収容し、全体では115人の院児に達していた。ただし、この震災孤児院も財政問題などにより、1893年12月に岡山孤児院に吸収合併していった<sup>5)</sup>。

そして、この濃尾大震災での震災孤児の救済活動で、もう1つ注目したいのは、岡山孤児院だけがこのような収容活動を実施したのではなかったという事実である。つまり、当時立教女学校の教頭で東京教育院を開設したばかりの大須賀（石井）亮一も、同地より孤女を連れ帰り、東京に孤女学院を設立し、この孤女の中に知的障害児がいたことなどから、その後日本で最初の知的障害施設となる滝乃川学園に発展した<sup>6)</sup>。さらに、本郷定次郎の暁星園、林竹太郎の北海孤児院、松田順平の仙台孤児園、大阪聖ヨハネ婦人会付属教育院、福田会育児院、東京孤児院、東京好善社、東京慈恵医院などでも震災孤児を収容していたことである<sup>6)</sup>。また、全国各地から救援活動としてのボランティアや救援物資が送られ、日本で最初の全国規模のボランティア活動がこの濃尾大震災時に登場し、最も積極的な活動を展開したのが、石井十次や大須賀亮一などの慈善事業家等で、震災孤児という社会的養護を必要とする子どもたちの社会システム（装置）が拡大していく契機になったと理解できることである。

そこで本稿では、先のような濃尾大震災での震災孤児の収容活動の中で、岡山孤児院が収容した全入院児の全体像を確定し、個々の入院児の入院と退院の年齢や在院期間等の基本データを集約し、その特色から見えてくる歴史的役割の概要を明らかにしてみることにする。

### 2) 震災孤児の全体像の確定と入院の経過

濃尾大震災時に岡山孤児院が収容した震災孤児の個々の状況についてのデータの全体像は、これまで確定されていなかった。そこでまず、全震災孤児の基本データを確定するため、岡山孤児院『明治

四十年三月調 府縣別院児名簿 畿内以東之部』、同『同 畿内以西之部』、『保存材料 震災孤児院戸籍簿』、『名古屋震災孤児院報告』、『入院原簿 第壹号』、岡山孤児院『退院原簿』などを使って、彼らの①氏名(記号で)、②生年月日(元号で)、③原籍地(市町村まで)、④入院年齢(満年齢)、⑤入院年月日(元号で)、⑥退院年月日(同)、⑦在院期間、⑧退院年齢(満年齢)、⑨退院事由(職業他)、⑩備考(震災孤児院から岡山孤児院への移転年月日)についての一覧表を、次のように作成した(表1)。

濃尾大震災で岡山孤児院と震災孤児院に入院した入院児一覧

<表1>

氏名	生年月日	原籍地	入院年齢	入院年月日	退院年月日	在院期間	退院年齢	退院事由	備考
1	明治16年10月9日	岐阜県岐阜市	8歳	明治24年11月19日	明治32年4月7日	7年5ヶ月	15歳6ヶ月	商業	
2	明治16年10月9日	岐阜県岐阜市	8歳	明治24年11月19日	明治32年4月7日	7年5ヶ月	15歳6ヶ月	活版職	
3	明治18年2月5日	岐阜県岐阜市	6歳	明治24年11月19日	明治36年4月10日	11年5ヶ月	18歳2ヶ月	鉄道員	
4	明治15年9月26日	岐阜県岐阜市	9歳	明治24年11月19日	明治32年5月7日	7年6ヶ月	16歳8ヶ月	農業(永眠)	
5	明治18年12月25日	岐阜県岐阜市	5歳	明治24年11月19日	明治26年10月6日	1年11ヶ月	7歳10ヶ月	永眠	
6	明治17年10月12日	岐阜県岐阜市	7歳	明治24年11月19日	明治25年9月15日	10ヶ月	7歳11ヶ月	永眠	
7	明治17年10月10日	岐阜県岐阜市	7歳	明治24年11月19日	明治26年9月22日	1年10ヶ月	7歳11ヶ月	永眠	
8	明治9年6月24日	岐阜県岐阜市	15歳	明治24年11月19日	明治27年5月9日	2年6ヶ月	17歳11ヶ月		
9	明治15年12月14日	岐阜県岐阜市	8歳	明治24年11月19日	明治36年11月3日	12年	20歳11ヶ月	商業 支那	
10	明治22年7月28日	岐阜県岐阜市	2歳	明治24年11月19日	明治41年9月9日	16年10ヶ月	19歳2ヶ月	学生	
11	明治14年7月5日	岐阜県厚見郡加納町	10歳	明治24年11月19日	明治31年7月15日	6年8ヶ月	17歳		
12	明治18年11月3日	岐阜県厚見郡加納町	6歳	明治24年11月19日	明治32年5月7日	7年6ヶ月	13歳6ヶ月	電話技師	
13	明治17年5月7日	岐阜県安八郡大垣町	7歳	明治24年11月19日	明治34年1月26日	9年2ヶ月	16歳8ヶ月	商業	
14	明治14年8月3日	岐阜県安八郡大垣町	10歳	明治24年11月26日	明治34年1月26日	9年2ヶ月	19歳5ヶ月	活版職	
15	明治14年7月9日	岐阜県安八郡林中村	10歳	明治24年11月26日	明治34年4月4日	9年5ヶ月	19歳9ヶ月	結婚(職員と)	
16	明治19年3月20日	岐阜県安八郡林中村	5歳	明治24年11月26日	明治37年9月18日	12年10ヶ月	18歳6ヶ月	活版職 船員	
17	明治19年か	岐阜県安八郡大垣町	*5歳	明治24年11月26日	明治34年4月18日	9年5ヶ月	*15歳	活版職	
18	明治11年5月3日	岐阜県安八郡大垣町	13歳	明治24年11月26日	明治34年4月18日	9年5ヶ月	22歳11ヶ月	農業	
19	明治14年7月11日	岐阜県安八郡大垣町	10歳	明治24年11月26日	明治31年7月14日	6年8ヶ月	17歳	靴工	
20	明治10年3月3日	岐阜県安八郡川並村	14歳	明治24年11月26日	明治31年7月14日	6年8ヶ月	21歳4ヶ月	理髪	
21	明治15年5月5日	岐阜県安八郡川並村	9歳	明治24年11月26日	明治28年1月25日	3年2ヶ月	12歳8ヶ月	永眠	
22	明治12年3月5日	岐阜県安八郡東前村	12歳	明治24年11月26日	明治28年9月18日	3年10ヶ月	16歳6ヶ月	結婚(職員と)	
23	明治14年7月8日	岐阜県不破郡合原村	10歳	明治24年11月26日	明治34年8月31日	9年9ヶ月	20歳1ヶ月	商業	
24	明治11年7月8日	岐阜県安八郡直江村	13歳	明治24年11月26日	退院				
25	明治10年3月7日	岐阜県安八郡中入川村	14歳	明治24年11月26日	明治29年	*5年	19歳	下女	
26	明治15年7月3日	岐阜県安八郡中入川村	9歳	明治24年11月26日	明治26年2月5日	1年3ヶ月	10歳7ヶ月	永眠	
27	明治17年7月9日	岐阜県安八郡中入川村	7歳	明治24年11月26日	明治29年	5年	*12歳	下女	
28	明治10年5月1日	岐阜県厚見郡下加納村	14歳	明治24年11月26日	明治30年7月	5年8ヶ月	20歳2ヶ月	結婚	
29	明治14年12月10日	岐阜県厚見郡下加納村	10歳	明治24年11月26日	明治30年5月6日	5年6ヶ月	15歳5ヶ月	親戚へ	
30	明治9年3月3日	岐阜県本巣郡軽見村	15歳	明治24年11月26日	明治34年7月8日	9年8ヶ月	25歳4ヶ月	紡績職工	
31	明治17年3月13日	岐阜県安八郡南一色村	7歳	明治24年11月26日	明治36年9月9日	11年10ヶ月	19歳6ヶ月	活版職	
32	明治16年3月5日	岐阜県山縣郡佐賀村	8歳	明治24年11月26日	明治29年	*5年	*13年	桶工	
33	明治12年2月7日	岐阜県安八郡三屋北方村	12歳	明治24年11月26日	明治34年8月9日	9年9ヶ月	22歳6ヶ月	農業	
34	明治14年6月10日	岐阜県安八郡大垣町	10歳	明治24年11月26日	明治26年9月20日	1年10ヶ月	12歳3ヶ月	永眠	
35	明治14年5月19日	岐阜県安八郡大垣町	10歳	明治24年11月26日	明治40年か	16年	*26歳か		
36	明治16年3月8日	岐阜県安八郡大垣町	8歳	明治24年11月26日	明治27年3月9日	2年4ヶ月	11歳	永眠	
37	明治14年12月7日	岐阜県安八郡大垣町	9歳	明治24年11月26日	明治25年8月19日	9ヶ月	10歳8ヶ月	永眠	
38	明治14年4月5日	岐阜県安八郡大垣町	10歳	明治24年11月26日	明治36年3月31日	11年4ヶ月	21歳11ヶ月	活版職	
39	明治16年6月5日	岐阜県安八郡大垣町	8歳	明治24年11月26日	明治26年10月25日	1年11ヶ月	10歳4ヶ月	永眠	
震災孤児院の入院児名簿一覧									
氏名	生年月日	原籍地	入院年齢	入院年月日	退院年月日	在院期間	退院年齢	退院事由	岡山孤児院へ
40	明治14年5月	愛知県名古屋	10歳	明治25年1月1日	明治31年1月15日	6年	16歳8ヶ月	学校教師	明治26年6月19日
41	明治11年6月6日	愛知県中島郡起村	13歳	明治25年1月1日	明治34年9月3日	9年9ヶ月	23歳3ヶ月	理髪	明治26年6月19日
42	明治13年5月3日	岐阜県岐阜市	11歳	明治25年1月1日	明治34年9月3日	9年9ヶ月	21歳4ヶ月	音楽師	明治26年6月19日
43	明治17年12月	岐阜県岐阜市	7歳	明治25年1月1日	明治28年9月5日	3年9ヶ月	10歳9ヶ月	永眠(コレラ)	明治26年6月19日
44	明治14年11月25日	岐阜県岐阜市	10歳	明治25年1月1日	明治34年9月3日	9年9ヶ月	19歳10ヶ月	農業(台湾) 商業	明治26年6月19日
45	明治20年3月18日	岐阜県岐阜市	4歳	明治25年1月1日	明治34年9月3日	9年9ヶ月	14歳6ヶ月	実母へ理髪	明治26年
46	明治17年3月5日	岐阜県厚美郡池ノ上村	7歳	明治25年1月1日	明治28年夏	*3年	*11歳	永眠(コレラ)	明治26年
47	12歳	岐阜県岐阜市	*12歳	明治25年1月1日	明治25年5月30日	5ヶ月	*12歳		
48	明治16年1月15日	原籍不詳	9歳	明治25年1月1日	明治26年8月10日	1年8ヶ月	10歳7ヶ月	溺死(堀川)	
49	8歳	岐阜県岐阜市	*8歳	明治25年1月1日	明治25年5月30日	5ヶ月	*8歳		
50	6歳	岐阜県岐阜市	*6歳	明治25年1月1日	明治25年5月30日	5ヶ月	*6歳		
51	明治15年9月7日	岐阜県岐阜市	9歳	明治25年1月1日	明治34年7月8日	9年7ヶ月	18歳10ヶ月	農業	明治26年9月9日
52	明治13年1月6日	岐阜県岐阜市	11歳	明治25年1月1日	明治37年3月	12年3ヶ月	24歳2ヶ月	写真師	明治25年12月20日
53	明治14年11歳	岐阜県岐阜市	11歳	明治25年1月1日	明治33年3月9日	8年3ヶ月	*19歳	丁稚商業	明治26年9月23日
54	3歳	岐阜県岐阜市	*3歳	明治25年1月1日	明治25年5月17日	5ヶ月	*3歳	永眠	
55	明治14年11歳	岐阜県大垣町	*11歳	明治25年1月1日	逃走			逃走	明治26年9月23日
56	明治14年3月13日	岐阜県海西部蛇池村	10歳	明治25年1月1日	明治34年9月3日	9年9ヶ月	20歳6ヶ月	軍 清国	明治26年
57	明治21年6月7日	岐阜県安八郡浅草中村	3歳	明治25年1月1日	明治41年2月7日	16年2ヶ月	19歳8ヶ月	下女	明治26年
58	明治13年12歳	岐阜県大垣町	*12歳	明治25年1月1日	明治33年3月	8年3ヶ月	*20歳	婦郷 丁稚 商業	明治26年9月23日
59	明治22年2月	岐阜県大垣町	2歳	明治25年1月1日	明治37年4月9日	12年4ヶ月	15歳2ヶ月	商業死	明治26年9月23日

菊池：岡山孤児院の2つの災害での貧孤児収容とその歴史的役割の概要

60	明治17年2月15日	原籍不詳	7歳	明治25年1月1日	明治25年4月30日	4ヶ月	8歳2ヶ月	オーシーホー氏へ	
61	明治14年5月17日	愛知県中島郡狐火村	10歳	明治25年1月1日	明治36年4月25日	11年4ヶ月	21歳11ヶ月	活版職	明治26年12月
62	明治11年3月31日	岐阜県安八郡江崎村	13歳	明治25年1月1日	明治36年3月2日	11年3ヶ月	25歳	下女	明治26年
63	明治15年12月15日	岐阜県羽栗郡竹ヶ鼻町	9歳	明治25年1月1日	明治26年8月17日	1年8ヶ月	10歳8ヶ月	永眠	
64	6歳	岐阜県安八郡林中村	6歳	明治25年1月1日	明治25年8月13日	8ヶ月	*6歳		
65	明治9年5月3日	岐阜県岐阜太田町	15歳	明治25年1月1日	明治28年9月17日	3年9ヶ月	19歳4ヶ月	養子(岡山)	明治26年1月
66	明治10年	岐阜県羽栗郡坂丸村	15歳	明治25年1月1日	明治28年10月11日	3年10ヶ月	*18歳	茶日原農部永眠	明治26年1月
67	11才	岐阜県岐阜市	*11歳	明治25年1月1日	明治26年10月21日	1年10ヶ月	*12歳	永眠	
68	明治15年5月	岐阜県岐阜市	9歳	明治25年1月1日	明治27年4月26日	2年4ヶ月	11歳11ヶ月	永眠	明治26年
69	明治20年4月10日	原籍不詳(愛知県)	4歳	明治25年1月	明治40年5月1日	15年5ヶ月	20歳1ヶ月	退院結婚	棄児 明治26年
70	明治14年5月1日	愛知県豊田郡佐千原村	10歳	明治25年1月16日	明治34年7月13日	9年7ヶ月	20歳2ヶ月	農業	棄児 明治26年
71	明治14年3月	岐阜県羽栗郡竹ヶ鼻町	10歳	明治25年1月31日	明治28年4月11日	3年4ヶ月	14歳1ヶ月	永眠	明治26年2月20日
72	明治18年7月	岐阜県羽栗郡竹ヶ鼻町	6歳	明治25年1月27日	明治26年9月19日	1年9ヶ月	8歳2ヶ月	永眠	
73	明治20年2月	岐阜県羽栗郡竹ヶ鼻町	4歳	明治25年1月27日	明治29年6月7日	4年5ヶ月	9歳4ヶ月	親戚へ	明治26年
74	明治15年7月18日	岐阜県山形郡梅原村	9歳	明治25年1月20日	明治34年2月5日	9年1ヶ月	18歳7ヶ月	商業	明治26年7
75	明治18年8月6日	愛知県岡崎町	6歳	明治25年2月21日	明治26年9月6日	1年7ヶ月	8歳1ヶ月	永眠	
76	明治16年3月5日	三重県阿拝郡上野町	8歳	明治25年2月22日	明治35年7月12日	10年5ヶ月	19歳4ヶ月	下女結婚(職員と)	明治26年
77	明治18年7月15日	三重県阿拝郡上野町	6歳	明治25年2月22日	明治36年3月21日	11年1ヶ月	17歳8ヶ月	結婚(出身者)	明治27年12月
78	明治20年9月11日	愛知県名古屋	4歳	明治25年3月5日	明治30年5月31日	5年2ヶ月	9歳8ヶ月	永眠	明治26年2月20日
79	明治13年10月7日	岐阜県大野郡豊木村	11歳	明治25年3月19日	明治35年6月17日	10年3ヶ月	21歳8ヶ月	下女結婚	明治27年
80	明治17年11月14日	岐阜県大野郡豊木村	7歳	明治25年3月19日	明治34年3月7日	9年	16歳4ヶ月	農業(台北)	明治27年11月
81	明治19年2月22日	岐阜県大野郡豊木村	6歳	明治25年3月19日	明治26年10月12日	1年7ヶ月	7歳8ヶ月	永眠	
82	明治12年3月3日	京都府京都市	13歳	明治25年3月23日	明治28年夏コレラで	*3年	*16歳	永眠	明治27年
83	明治16年3月30日	愛知県名古屋	9歳	明治25年4月2日	明治25年8月2日	4ヶ月	9歳5ヶ月	説院	
84	明治17年4月	岐阜県山形郡高富村	8歳	明治25年4月2日	明治34年3月7日	8年11ヶ月	17歳11ヶ月	農業	棄児 明治27年
85	明治18年5月	岐阜県山形郡高富村	6歳	明治25年4月20日	明治27年8月	2年4ヶ月	9歳3ヶ月	永眠	明治27年
86	明治20年6月6日	岐阜県山形郡松尾村	4歳	明治25年4月20日	明治26年8月15日	1年4ヶ月	6歳2ヶ月	永眠	明治26年2月20日
87	13歳	兵庫県神戸市	*13歳	明治25年3月31日	明治25年4月30日	1ヶ月	*13歳		
88	明治15年9月2日	愛知県名古屋	9歳	明治25年7月3日	明治34年4月18日	8年9ヶ月	18歳7ヶ月	活版職	明治26年2月
89	明治22年3月	岐阜県山形郡松尾村	3歳	明治25年8月1日	明治41年9月8日	16年1ヶ月	19歳6ヶ月	空白	明治26年2月20日
90	5歳10ヶ月	長野県伊奈郡飯田町	5歳	明治25年8月2日	明治25年10月25日	2ヶ月	*5歳	永眠	
91				明治25年8月3日	明治25年10月19日	2ヶ月			
92	明治15年5月	岐阜県武儀郡瀬尾村	10歳	明治25年8月3日	明治32年5月7日	6年9ヶ月	17歳	永眠	年月日未確認
93	明治18年12月	岐阜県武儀郡瀬尾村	7歳	明治25年8月3日	明治40年2月27日	14年6ヶ月	21歳2ヶ月	活版職(支那)	年月日未確認
94	明治17年1月10日	岐阜県岐阜市	8歳	明治25年8月3日	明治26年11月9日	1年3ヶ月	9歳10ヶ月	永眠	
95	明治19年11月2日	岐阜県岐阜市	5歳	明治25年8月3日	明治26年12月22日	1年4ヶ月	7歳1ヶ月		
96	明治17年	愛知県名古屋	*8歳	明治25年8月24日	明治34年12月13日	9年4ヶ月	*17歳	船員	明治27年
97	6歳	愛知県名古屋	*6歳	明治25年8月24日	明治25年9月	1ヶ月	*6歳		
98	明治16年1月15日	新潟県新潟市	9歳	明治25年8月28日	明治37年5月9日	11年9ヶ月	21歳4ヶ月	学生活版米国	明治27年
99	明治11年3月31日	東京府東京市	14歳	明治25年8月31日	明治28年7月	2年11ヶ月	17歳4ヶ月	結婚(職員と)	明治26年9月17日
100	明治14年12月14日	愛知県碧海郡今岡村	10歳	明治25年8月31日	明治36年11月3日	11年3ヶ月	21歳11ヶ月	看護婦 院役者	明治26年9月17日
101	明治19年7月8日	愛知県碧海郡今岡村	6歳	明治25年8月31日	明治26年2月22日	6ヶ月	6歳7ヶ月	永眠	
102	明治18年1月31日	東京府東京市	7歳	明治25年8月31日	明治30年4月20日	4年8ヶ月	12歳3ヶ月	親戚へ	明治27年
103	明治11年1月	神奈川県久良気郡中村	14歳	明治25年8月31日	明治27年8月15日	2年	16歳7ヶ月	永眠	明治26年2月20日
104	明治12年11月9日	東京府東京市	12歳	明治25年8月31日	明治29年12月	4年4ヶ月	17歳1ヶ月	親戚へ	明治26年2月20日
105	明治16年2月10日	原籍不詳	9歳	明治25年8月31日					明治27年
106	明治13年6月12日	鹿児島県鹿児島市	12歳	明治25年8月31日	明治26年12月12日	1年4ヶ月	13歳6ヶ月		
107	明治20年7月11日	神奈川県神奈川町	5歳	明治25年8月31日	明治33年6月	7年10ヶ月	12歳11ヶ月	親戚へ	明治27年
108	明治18年2月	神奈川県横須賀町	7歳	明治25年8月31日	明治25年11月9日	3ヶ月	7歳9ヶ月		
109	明治15年1月	愛知県丹波郡犬山町	10歳	明治25年9月2日	明治36年4月15日	10年7ヶ月	21歳3ヶ月	米国 農業 靴工	明治26年12月
110	9歳		*9歳	明治25年10月26日	明治26年6月14日	8ヶ月	*9歳	永眠	棄児
111	明治13年3月25日	三重県鈴鹿郡龜山町	12歳	明治26年1月24日	明治26年9月	8ヶ月	13歳6ヶ月	永眠	
112	明治17年1月14日	三重県鈴鹿郡龜山町	9歳	明治26年1月24日	明治36年3月31日	10年2ヶ月	19歳2ヶ月	下女 看護婦	明治26年9月17日
113	明治16年11月17日	東京府東京市	9歳	明治26年7月11日	明治29年8月2日	3年1ヶ月	12歳9ヶ月	親戚へ 教師	明治26年9月17日
114	明治15年12月15日	長野県小縣郡丸子村	10歳	明治26年5月12日	明治26年12月15日	7ヶ月	11歳	永眠	
115	明治18年2月5日	東京府東京市	8歳	明治26年4月	明治29年12月7日	3年8ヶ月	11歳10ヶ月	親戚へ	明治27年

その結果、岡山孤児院に直接収容した震災孤児は、震災から21日後の1891年11月19日に13人、11月26日に26人の計39人であることを確認した。その後は、翌1892年1月1日前には名古屋市白壁町に開設した震災孤児院にも収容し<sup>7)</sup>、開設時に29人、その後1月中に6人が加わり、2月中3人、3月中6人、4月中4人、7月中1人、8月中20人と増加し、最後の収容児は1893年7月11日に東京市に原籍のある入院児であった。このため、原籍からみるかぎりでは、京都市、神戸市、新潟市、鹿児島市、神奈川県神奈川町、同県横須賀町などの震災地以外からも18人程の貧孤児を受け入れていたことが確認できた。特に、1892年8月31日に10人が入院しているが、これは神奈川県横浜市にミス・ハオールドが設立した孤児院から13人程を引き取った院児の一部であったことが確認できた<sup>7)</sup>。このため、8月31日前後の入院児に原籍が東京府や神奈川県の者がいたが、これらも同様と推定できよう。

また、震災孤児院の場合は、1892年12月20日に1人の院児を岡山孤児に移転したことを皮切りに、翌1893年中には33人の院児を移転し、全体(76人)の半数近くの院児が2年間ほどで岡山孤児院に移っていたことが確認できた。ただし、ここで注目したいのは、これまでの筆者の調査では、1893年12月に震災孤児院は岡山孤児院に吸収合併されたと理解していたが<sup>8)</sup>、少し事情が相違していたことである。表1をみると、翌1894(明治27)年中も院児が在院していたことが確認できることで、この点については今後調査していく課題になる。

このため濃尾大震災の震災孤児として岡山孤児院に収容された入院児は、震災直後の11月中に2回に分けて39人が岡山孤児院に収容され、その後1892年1月1日前に震災孤児院が開設されると76人が入院するが、このうち18人程度は震災孤児以外の入院児であったとみられ、実際の震災孤児は100人程度であったことが確認できたことである。また、震災孤児院の入院児は、1892年中に半数が岡山孤児院に移転したが、同院への吸収合併後も院児が残っており、少し継続していたことが分ることである。

以上が、岡山孤児院に収容(入院)した個々の震災孤児の全体像と入院の過程等であるが、次に表1の基本データを使って、①個々の入院児が震災の被災地の中のどの市町村から収容され、その年齢は何歳から何歳までの震災孤児であったのか。そして、②その後岡山孤児院に何年間在院して養護されて、何歳で退院し、③退院後どのような職業に付いたのかの、数量的な内容とその特色を明らかにし、濃尾大震災で岡山孤児院が収容した個々の震災孤児の入院から独立自活までの概要をまとめてみる。そして、先のまとめが災害救済(支援)史研究における慈善事業(社会福祉)の固有性としての歴史的役割を裏付ける第一歩になると理解する。

なお、表1には、震災孤児以外の院児が含まれていたと指摘したが、以下のまとめでは、表1の全ての入院児を対象にして数量的な内容とその特色を述べていくことにする。

### 3) 震災孤児の入院年齢と出身市町村の被災状況

#### (1) 震災孤児の収容基準と実際の入院年齢

創立当時の岡山孤児院の1887(明治20)年9月付の『孤児教育会趣旨並概則』による、当時の入院年齢他の基準は、「孤児六歳以上」から「満十五歳」とあり<sup>9)</sup>、濃尾大震災当時の1891年の入院年齢他も6歳から15歳までの孤児が基本になっていたとみる。そして、震災孤児の収容基準については、震災孤児の収容活動に着手していた同年11月11日付の『岐阜日日新聞』に掲載され、岡山孤児院による震災孤児300人の収容計画の中で次のように示された。収容対象となる児童は、①両親を失い養育すべき親族のない者、②片親でその親が障害者となり養育できない者、③両親とも障害者となり養育できない者と定め、①については全て収容し、②、③は「其幾分」かを収容するとしたことから、今回の震災で両親が死亡した者を中心に、親が負傷して障害者となったため養育ができない孤児に近い者までを収容することになっていたことが確認できる<sup>10)</sup>。また、入院後は「総て實業的教育」を実施して20歳に至るまで「管督」し、20歳以上になって独立が見込める時に「各自に營業」させるとして、入院から退院後までの養護実践の概要まで示していたことが確認できる<sup>10)</sup>。さらに、11月18日付の『同新聞』では、6歳から12歳までの震災孤児とそれに近い状態の者を、岐阜県と愛知県で200人から300人募集するため、小橋勝之助、小野田鉄彌等の職員が来岐し、岐阜市ではすでに6人を収

容したとの、次のような記事が紹介された。

● 孤児院の募集 今回の震災に依り父母を失ひしもの父或は母ありと雖も養育し能はざるもの両親ありと雖も負傷して養育し能はざるものゝ小兒（男女の區別なく）六年以上十二年以下二三百名を岐阜愛知兩縣にて募集し養育すると云ふの趣意にて此ごろ來岐したる岡山縣岡山孤児院の出張員小橋勝之助、原重壽、小野田鉄彌の三氏は過日來奔走中なりしが昨十七日までに當市に於て六名の小兒を募集したるよし  
（『岐阜日日新聞』11月18日付）

このため、今回の震災孤児の収容年齢は、6歳から12歳までが中心であったことが確認できた。

では実際に収容した115人の震災孤児の入院年齢の概要を、表1の資料よりまとめると表2のようになり、最年少の入院児は、岐阜市より岡山孤児院へ1891年11月19日に収容された2歳4ヶ月の幼児と、1892年1月1日に岐阜県安八郡大垣町より震災孤児院に収容した2歳11ヶ月の幼児であった。また、3歳児と4歳児の収容については、震災孤児院のみに計8人おり、年少児の収容は震災地により近い震災孤児院に収容されていたことが分る。先の収容年齢基準である6歳から12歳までの震災孤児は、岡山孤児院が28人（71.8%）で、震災孤児院は55人（72.4）と大半を占めており、ほぼ年齢基準にそって収容していたことが分る。さらに、13歳から15歳までの収容児も前者が7人（17.9）、後者が8人（10.5）おり、震災という緊急時の収容であったため、年齢基準に合致しない年少児や年長児などの収容にも取り組み、被災地のニーズにそった収容活動が実施されていたことが理解できる。

入院年齢別の概要

<表2>

	岡山孤児院	震災孤児院	計
2歳	1人 (2.6%)	1人 (1.3%)	2人 (1.7%)
3歳	0 (—)	3人 (3.9)	3人 (2.6)
4歳	0 (—)	5人 (6.6)	5人 (4.3)
5歳	3人 (7.7)	3人 (3.9)	6人 (5.2)
6歳	2人 (5.1)	9人 (11.8)	11人 (9.6)
7歳	5人 (12.8)	7人 (9.2)	12人 (10.4)
8歳	6人 (15.4)	6人 (7.9)	12人 (10.4)
9歳	4人 (10.3)	12人 (15.8)	16人 (13.9)
10歳	9人 (23.1)	10人 (13.2)	19人 (16.5)
11歳	0 (—)	6人 (7.9)	6人 (5.2)
12歳	2人 (5.1)	5人 (6.6)	7人 (6.1)
13歳	2人 (5.1)	4人 (5.2)	6人 (5.2)
14歳	3人 (7.7)	2人 (2.6)	5人 (4.3)
15歳	2人 (—)	2人 (2.6)	4人 (3.5)
不明	0 (—)	1人 (1.3)	1人 (1.7)
合計	39人	76人	115人

つまり、入院児は、濃尾大震災で両親を失ったか、それに準じた6歳から12歳までの学齢期前後を中心に、2歳から15歳までの震災孤児であったことから、震災直後はもちろんのこと、将来の社会生

活においても最も困難な状況に置かれる対象を収容したことが確認できることである。

(2) 入院児の出身市町村と被災状況

次に入院児の原籍地の住所から、どの地域の震災孤児を中心に収容し、その市町村の被災状況はどの程度のものであったかを確認してみる。なお、原籍地の住所であるため、実際に住んでいた現住所と相違する場合があるかもしれないが、多くが一致していたと考え、入院児の出身郡市町村別の人数をまとめると表3のようになる。

入院児が最も多かったのは、岐阜市で岡山孤児院へ10人 (25.6)、震災孤児院へ15人 (19.7) の計25人 (21.7) で、次が岐阜県安八郡大垣町で前者11人 (28.2)、後者3人 (3.9) の計14人 (12.2) と、この2市町で全体 (115人) の33.9%を占めていた。最多の入院児がいた岐阜市の被災状況は、家屋全潰740戸で全体 (6,035戸) の12.3%、同半潰3,002戸で全体の49.7%に達し、これに加えて大火が発生し、全体の36.9%にあたる2,225戸を焼失したため、半数近くが住宅を失うという状況に陥っていた<sup>11)</sup>。さらに死亡者が230人に達し全人口 (28,731人) の0.8%、負傷者も1,200人と全人口の4.2%に及ぶ甚大な被害となっていた<sup>11)</sup>。このため、両親を亡くした震災孤児やそれに近い児童が発生したことは容易に想像できよう。

震災孤児の原籍市町村別の人数

<表3>

		岡山	震災	計			岡山	震災	計	
岐	安八郡	岐阜市	10人	15人	25人(21.7)	愛知	名古屋市	0人	6人	6人(5.2)
		大垣町	11人	3人	14人(12.2)		中島郡起村	0人	1人	1人(0.9)
		林中村	2人	1人	3人(2.6)		中島郡狐火村	0人	1人	1人(0.9)
		中川村	3人	0人	3人(2.6)		額田郡岡崎町	0人	1人	1人(0.9)
		川並村	2人	0人	2人(1.7)		碧海郡今岡町	0人	2人	2人(1.7)
		直江村	1人	0人	1人(0.9)		丹波郡犬山町	0人	1人	1人(0.9)
		東前村	1人	0人	1人(0.9)		葉栗郡佐千原村	0人	1人	1人(0.9)
		江崎村	0人	1人	1人(0.9)		三重県鈴鹿郡亀山町	0人	2人	2人(1.7)
		南一色村	1人	0人	1人(0.9)		三重県阿羽郡上野村	0人	2人	2人(1.7)
		北方村	1人	0人	1人(0.9)		東京府東京市	0人	5人	5人(4.3)
		浅草中村	0人	1人	1人(0.9)		京都府京都市	0人	1人	1人(0.9)
		阜	厚見郡	加納村	2人		0人	2人(1.7)	兵庫県神戸市	0人
下加納村	2人			0人	2人(1.7)	長野県伊奈郡飯田町	0人	1人	1人(0.9)	
池ノ上村	0人			1人	1人(0.9)	長野県小諸郡丸子村	0人	1人	1人(0.9)	
竹ノ鼻町	0人			4人	4人(3.5)	新潟県新潟市	0人	1人	1人(0.9)	
県	山縣郡	坂丸村	0人	1人	1人(0.9)	神奈川県久良気郡中村	0人	1人	1人(0.9)	
		松尾村	0人	2人	2人(1.7)	神奈川県神奈川町	0人	1人	1人(0.9)	
		高富村	0人	2人	3人(2.6)	神奈川県横須賀町	0人	1人	1人(0.9)	
		佐賀村	1人	0人	1人(0.9)	鹿児島県鹿児島市	0人	1人	1人(0.9)	
		梅原村	0人	1人	1人(0.9)	不明	0人	6人	6人(5.2)	
		不破郡合原村	1人	0人	1人(0.9)	合計	39人	76人	115人	
本巣郡軽海村	1人	0人	1人(0.9)	<注> 岡山は岡山孤児院、震災は震災孤児院の略称。 表1の原籍地に誤記があり、安八郡中入川村は同郡中川村に、同郡三屋北方村は同郡北方村に、本巣郡軽見村は同郡軽海村と判断し、訂正した。						
海西郡蛇池村	0人	1人	1人(0.9)							
加茂郡太田町	0人	1人	1人(0.9)							
大野郡豊木村	0人	3人	3人(2.6)							
武儀郡瀬尾村	0人	2人	2人(1.7)							

また、大垣町においては、家屋全潰が3,356戸と全体 (4,597戸) の73%に達し、同半潰が962戸であったため93.9%が被害を受け、これに大火が加わり1,473戸を焼失したため<sup>11)</sup>、計算上は全ての人々が住宅を失ってしまったということになる。このため、死者も789人と全人口 (18,306人) の4.3%に達し、負傷



者も1,270人（6.9%）と、10人の1人が死傷するという悲惨な状況になり、このような被災状況が震災孤児を発生させたのであった<sup>11)</sup>。つまり、岐阜市と大垣町が濃尾大震災での最大級の被災地であったため、岡山孤児院の震災孤児の収容活動が集中し、3人に1人が両市町からの入院児となったのであった。

そして、3番目に入院児が多かったのは、愛知県名古屋市の6人であった。名古屋市の被災状況は、家屋全潰1,256戸、同半潰1,097戸で、大火はなかったが、死者187人、負傷者197人と、やはり大きな被害が出ていた<sup>12)</sup>。このため、震災孤児院が名古屋市内に開設されたこともあって入院児が多かったとみる。

4番目は、岐阜県羽栗郡竹ノ鼻町の4人であったが、同町の場合は、家屋全潰が1,173戸で全体（1,180戸）の99.4%に達し、これに大火が加わり520戸を焼失したため、全町が壊滅状態に陥り、死者も268人と全人口（4,950人）の5.4%に達し、負傷者も283人（5.7%）発生していた<sup>11)</sup>。この被害状況は、今回の濃尾大震災での最大の被災地が竹ノ鼻町であったことが分り、同町より4人を収容した原因になっていたことが理解できる。

5番目は、山縣郡高富村と大野郡豊木村の各3人で、前者は家屋全潰が415戸（99.0）に達し、死者も86（4.4）であった<sup>11)</sup>。ただし、後者は、大野郡内にはほとんど被害がなかったため<sup>11)</sup>、別の理由で入院したものとみる。

その他の入院児は、東京市の5人を除いては、2人から1人で、岐阜県安八郡内の9村、厚見郡内の3村、山縣郡内の3村、羽栗郡、不破郡、本巣郡、海西郡、加茂郡、武儀郡の各1村からの収容であった。また、愛知県では、中島郡2村、額田郡、碧海郡、丹波郡、葉栗郡が各1町村からも入院児がおり、これらの町村でも家屋全潰や死者、負傷者などが発生していたため<sup>12)</sup>、震災孤児として入院したとみる。

そして、岐阜県と愛知県以外からも18人を収容しているが、これらの入院児は前述したミス・ハオルドの孤児院から引き取った者を中心に、濃尾大震災と直接的な関係の薄い、もしくは無関係の院児であったとみる。

このように、入院児の原籍の市町村分布をみていくと、濃尾大震災での被害が大きい市町村を中心に、岐阜県安八郡や山縣郡などの周辺地域からも収容していたことが確認できる。

以上のように濃尾大震災での岡山孤児院の収容活動は、岐阜市、大垣町、名古屋市などの被害が最も大きかった地域とその周辺の、両親を失ったかそれに準じる状況に陥った、震災時点はもちろんのこと、将来の社会生活においても最も困難な状況に置かれる2歳から15歳までの震災孤児などを収容していたことが確認できた。ただし、その具体的な内容については、今後個別事例についての検証が必要となる。

#### 4) 在院期間他と長期的支援との関係

本稿の研究課題との関係で、表1の基本データで最も重要な項目は、個々の入院児の在院期間、退院年齢、退院後の事由（職業他）についての数量的な内容と特色である。つまり、濃尾大震災で岡山孤児院が果たした歴史的役割を解明するためには、個々の震災孤児が同院内でどのような養護実践を受けて自立して行ったかという援助と自立の関係性の展開過程を明らかにし、そこに内包された「長期的、継続的な救済（支援）」という「社会福祉の固有性」の内容を裏付けることが本研究の目的であり、この概要を確定するのが本稿の最も重要な役割で、その基本データが表1の在院期間などの中に示されているからである。ただし、基本データであるため、数量的な目安に止るが、それでも個々の院児の「長期的、継続的な救済（支援）」の量的な内容や、自立までの支援に至っていたか否かについて

の全体的な動向は確認できるので、次のその内容をまとめてみる。

(1) 在院期間と長期在院児の存在

115人の入院児の在院期間をまとめてみると表4のようになり、最も多かったのが1年以内と9年間の在院期間で各18人と全体の15.7%を占めていた。また、全体的な分布は、1年以内と1年間で1つの頂点で、次は3年間にも10人(8.7)の増加があり、5年間から8年間は4人(3.5)から6人(5.2)となだらかになり、9年間にもう1つの頂点があり、12年間までは4人(3.5)と8人(7.0)に減少し、その後さらに減少するが、16年間に4人が在院していたことが確認できるという内容であった。

入院児の在院期間 <表4>

	岡山	震災	計
1年以内	2人	16人	18人(15.7)
1年間	5人	10人	15人(13.0)
2年間	2人	4人	6人(5.2)
3年間	2人	8人	10人(8.7)
4年間	0人	3人	3人(2.6)
5年間	5人	1人	6人(5.2)
6年間	3人	2人	5人(4.3)
7年間	4人	1人	5人(4.3)
8年間	0人	4人	4人(3.5)
9年間	8人	10人	18人(15.7)
10年間	0人	4人	4人(3.5)
11年間	3人	5人	8人(7.0)
12年間	2人	2人	4人(3.5)
13年間	0人	0人	0人
14年間	0人	1人	1人(0.9)
15年間	0人	1人	1人
16年間	2人	2人	4人(3.5)
17年間	0人	0人	0人
20年以上	0人	0人	0人
不明	1人	2人	3人(2.6)
合計	39人	76人	115人

<注> 岡山は岡山孤児院、震災は震災孤児院の略称。

つまり、在院期間1年間までの院児の計が33人(28.7)で、4年間までの合計が52人(45.2)と、ここに最初の区切があり、その後は9年間を中心に、5年間から16年間の間に60人(52.2)が集中していたため、4年間までは短期在院児、5年間以上は長期在院児と区分できることである。このため、震災孤児の1.9人に1人が長期間の養護実践を受けていたことが確認でき、在院期間が最も長かった者は16年間で、かつ4人もいたことにも注目する必要がある。

先のような数字は、濃尾大震災における岡山孤児院の震災孤児の収容とその後の養護実践の展開が、「長期的、継続的な救済(支援)」という「社会福祉の固有性」を内包していたことを、数量的に証明した事実と判断できることである。そして、この数量的な事実を、もう少し詳しく確認していくために、退院年齢や退職事由(職業他)との関係をみて行く必要があり、次に、それをまとめることにする。

(2) 退院年齢と退職事由(職業他)から見てくる継続的な支援の動向

まず退院年齢をまとめると表5のようになり、3歳と5歳で退院した者が2人いたが、その後6歳から18歳までに2人(1.7)から9人(7.8)が分布し、頂点は19歳の12人(10.4)で全体の1割を占め、20歳、21歳が7人(6.1)と9人(7.8)となり、22歳から26歳で退院する者も1人ないし2人いた。

このため退院年齢でみると、幼児期から青年期までの幅広い年齢に分布していたことが分るが、先の在院期間との関係でみると、15歳以上の退院児の合計が61人(53.0)となり、この数字は在院期間5年間から12年間の60人(52.2)と一致し、長期在院児は15歳以上で退院していたことが理解できる。

特に、18歳以上の合計が40人(34.8)に達し2.9人に1人であったことは、年齢的には18歳前後が退院の目安で、このため「長期的、継続的な救済(支援)」になっていくことが理解できる。かつ、岡山孤児院が震災孤児収容直前の11月11日付の『岐阜日日新聞』に示した、20歳に至るまで「<sup>(ママ)</sup>管督」し、

20歳以上になって独立が見込める時に「各自に営業」させるという約束を<sup>10)</sup>、ほぼ具体化していたことが確認できることに注目する必要がある。ただし、もう一方で、3歳から14歳の退院児も49人(42.6)いたことは、低年齢で退院した者も4割ほどいたことが確認でき、この原因については次の退院事由(職業他)を明らかにする中で明確にしていくことにする。

退院児年齢 <表5>

年齢	院児(%)
3歳	1人(0.9)
4歳	0人(-)
5歳	1人(0.9)
6歳	5人(4.3)
7歳	6人(5.2)
8歳	4人(3.5)
9歳	6人(5.2)
10歳	6人(5.2)
11歳	5人(4.3)
12歳	8人(7.0)
13歳	5人(4.3)
14歳	2人(1.7)
15歳	5人(4.3)
16歳	7人(6.1)
17歳	9人(7.8)
18歳	6人(5.2)
19歳	12人(10.4)
20歳	7人(6.1)
21歳	9人(7.8)
22歳	2人(1.7)
23歳	1人(0.9)
24歳	1人(0.9)
25歳	2人(1.7)
26歳	1人(0.9)
不明	4人(3.5)
計	115人

そこで次に、表1の退院事由(職業他)の内容についてまとめてみると、この内容は、『退院原簿 岡山孤児院』の「退院事故」の欄に記載されていた事項で、表6のようになる。つまり、退院直後の個々の院児の動向を示す内容とみられ、岡山孤児院の養護実践を通しての「自立過程」の節目が確認でき、「長期的、継続的な救済(支援)」の1つの結果の反映とも理解できる。その意味で濃尾大震災とい災害における「社会福祉という実践の歴史的役割」の「固有性」の一端が、最も簡潔明瞭なかたちに凝縮された内容といえようか。

表6をみると、活版工から船員までが退院後の職業で、その他に結婚、親戚元への帰郷、里親への引取、逃走、永眠、というものが実際の退院事由で、不明が15人いた。このため、退院後に職業についた者が50人と全体の43.5%を占め、最も多い職種は、活版工と農業の各9人(7.8)であった。前者が多かったのは、1890(明治23)年9月から岡山孤児院が実業教育の一環として活版印刷を導入し、院内での職業教育を重視する「労働学問並行の教育主義」に着手し、院児の実業教育に活用したため、その関係で活版工として就職した者が多くいたとみる<sup>13)</sup>。なお、その後活版印刷部だけは1909(同42)年7月に大阪事務所に移転し、同部を担当した職員の光延義民に売却するまで、院児の実業教育の中心として実施され、『岡山孤児院新報』などの同院の印刷物の発行や一般からの注文を受ける収益事業として継続し、院児に高度な専門技術を教える職業教育として続いていくことをつけ加えておきたい<sup>14)</sup>。

また、農業に従事した者も9人いたが、やはり、この農業を職業に選ぶ背景が同院内に存在した。それは、1891年4月から岡山孤児院内に農業部を設けて実業教育に加え、同年10月の博愛社との「合同」では、年長男子を同社に移転して農業教育を試み、今回の濃尾大震災での震災孤児の収容などのため翌1892年5月ごろに短期間で中止となってしまったが、このころから農業が年長院児への実業教育として重視されて来たからであった<sup>15)</sup>。さらに、1894(同27)年4月からは、石井院長の故郷宮崎県高鍋町近くの茶臼原に15歳から20歳の男子院児60余人が移住し、茶臼原農業部を開設して農業教育を実施したため<sup>16)</sup>、震災孤児の中にもこの移住に同行し退院時に農家に奉公に出て独立しようとする者が多かったためとみる。これは当時の岡山孤児院が、小学校教育後は16歳から20歳まで実業教育を実施し、「農工商家」に奉公させるという考え方が<sup>17)</sup>、当時の院児のライフステージを支える養護実践システムと認識していたためで、農家への奉公が農業による退院になったとみる。また、先の退院年齢(表5)の6割以上が15歳以上であったことの根拠は、16歳から20歳までを実業教育の時期と認識していたこととも関係することが再確認できようか。

退院事由（職業等）の状況 <表6>

	岡山院	震災院	計
活版工	6人	3人	9人(7.8)
農業	3人	6人	9人(7.8)
商業(丁稚)	4人	4人	8人(7.0)
下女	2人	4人	6人(5.2)
理髪	1人	2人	3人(2.6)
学校教師	0人	2人	2人(1.7)
看護婦	0人	2人	2人(1.7)
学生	1人	1人	2人(1.7)
電話技師	1人	0人	1人(0.9)
鉄道員	1人	0人	1人(0.9)
靴工	1人	0人	1人(0.9)
桶工	1人	0人	1人(0.9)
紡績職工	1人	0人	1人(0.9)
写真師	0人	1人	1人(0.9)
音楽師	0人	1人	1人(0.9)
軍	0人	1人	1人(0.9)
船員	0人	1人	1人(0.9)
結婚	3人	3人	6人(5.2)
親戚(親)へ	1人	5人	6人(5.2)
里親	0人	2人	2人(1.7)
逃走	0人	2人	2人(1.7)
永眠	9人	25人	34人(29.6)
不明	4人	11人	15人(13.0)
合計	39人	76人	115人

<注> 岡山院は岡山孤児院、震災院は震災孤児院の略称。

者との結婚によるもので、年齢は17歳前後であった。また、親戚や親元へ引取られた者は、9歳から14歳前後の者が多く、在院期間も3年間前後から5年間前後で、短期在院児の後半と長期在院児の前半で退院したのが「引取り」児であったことが分る。そして、注目すべきは永眠児がなんと34人にも達し、全体の29.6%を占めていたことである。つまり、震災孤児院他の3.4人に1人が永眠していたという事実があったことである。

この34人の永眠児のうち9人(26.5)は、1891年11月19日と26日に岡山孤児院に収容した者であり、25人(73.5)は震災孤児院に直接収容した者であった。そして、後者では1年以内に永眠した者が6人(17.6)、2年以内に永眠した者が8人(23.5)と、短い在院期間で永眠した院児が多く、震災孤児院に収容された76人中14人(18.4)は2年以内に永眠していたのであった。この数字の意味も今後明らかにする必要があるが、現時点で単純に考えれば、①震災等により入院前に病弱等ですでに体力がなく、入院後も回復がみられなかったか、②震災孤児院の養育条件が悪かったか、③①と②の複合的な要因によるものかなどが浮んでくる。

そして、残りの11人(33.3)は、震災孤児院から岡山孤児院に移転してから永眠した者であった。このため、永眠児は、震災孤児院に収容し在院期間が2年未満の者に加え、岡山孤児院でも短期間の在院で死亡した者が多かったためであったことが確認できる。

そこで最後に、岡山孤児院に収容した震災孤児の「長期的、継続的な救済(支援)」と退院事由(職業他)の数量的な関係を見極めるため、在院期間と退院年齢および退院後の就職児、親戚(親元)へ

3番目と4番目に多かった商業(丁稚)8人(7.0)、下女6人(5.2)も、先の「農工商家」の「商家」への奉公の一環であり、靴工、桶工、紡績職工、写真技師、船員も同類のものであったと理解する。

ただし、理髪で退院した3人(2.6)は、1891年8月に浅沼藤次郎を理髪館長に雇い、院児の実業教育に加えたため、院内での実業教育の成果による就職とみられる<sup>18)</sup>。また、音楽師は、1898年2月から始る音楽幻燈隊員の1人が退院して、音楽師になったとみる<sup>19)</sup>。学校教師、看護婦、学生の各2人(1.7)と電話技師、鉄道員の各1人は、岡山孤児院の中で優秀な者を同志社、同志社病院京都看病婦学校、順正女学校などに進学して高等教育を受けさせており<sup>20)</sup>、その成果がこのような職業に付くことを可能にしたとみる。

さらに、結婚で退院となった女子と親戚や親元に帰郷した者が各6人(5.2)、里親に引取られた者と岡山孤児院から逃走した者が各2人(1.7)いたが、結婚による退院は、同院の職員や出身

の帰郷児、永眠児に分け、この3者の関係をみてみると表7ようになる。この表をみると、永眠児○は入院年齢が10歳で在院期間が1年間までの者を頂点に左右前後に減少し、年齢的には6歳から12歳の間、在院期間的には1年以内から3年間までに24人（72.7）が集中していたことから、やはり入院後の早い時期に死亡したため、低年齢の在院期間が短い傾向が再確認できる。

永眠児、帰郷児、就職児の退院年齢と在院期間別の人数

<表7>

	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳
1年以内	②		①	①	①	②	①	①	①	②	①												
1年間				①	③		①	④	②	①△				①									
2年間							①	①	①	①		①		①		①							
3年間											1												
4年間								△		1				1	△		1						
5年間							①			△	1		△	1	①				1				
6年間													2	1	1		1			1			
7年間													1		1		1	1					
8年間												△				1	2	1	1	2	2	1	
9年間														1		1	1						1
10年間																		1					
11年間																			1				1
12年間																				1		1	
13年間																	2						
14年間																							
15年間																							
16年間																							
17年間																							
20年以上																							
不明																							
合計	②		①	②	④	②	④	⑥	④	③	①	①	△	②	①	①	9	5	9	2	1	1	2

<注> 表中の○は永眠児、△は帰郷児、数字だけは就職児で、たとえば①は永眠児が1人、△は帰郷児が1人、1は就職児が1人という意味である。3歳は3歳以下の略。

一方、就職児は、退院年齢が21歳で在院期間が11年間を頂に、前者は18歳から21歳の間、後者は7年間から12年間の間に半数近くの23人（47.9）が集り、そのすそ野は12歳から25歳と5年間から16年間の間に広がっていたが、この数量的な範囲が、今回の濃尾大震災における岡山孤児院が果たした「長期的、継続的な救済（支援）」であったと確認できる。それ故先の数量的な範囲が、災害救済（支援）史研究における岡山孤児院の養護実践の歴史的役割としての「社会福祉の固有性」が最も反映された研究対象になると判断できる。そして、帰郷児△は、人数が少ないため分布状況が見えにくいだが、年齢的には9歳から17歳で、在院期間は3年間から10年間の間に散在しているため、短期的な支援の院児を含め、濃尾大震災という災害救済（支援）に果たした同院のもう1つの歴史的役割が確認でき、こちらも「社会福祉の固有性」を反映していた研究対象になると理解できる。

このため、今後は、先の就職児を中心に、帰郷児を加えた震災孤児の個別事例から、彼らに対する岡山孤児院での養護実践の内容と自立過程に関する検証に取り組むための、資料収集に着手し、具体的な事例を一例でも多くまとめ、その内容分析を実施したいと考える。また、永眠児については、同院の災害救済（支援）史研究における「歴史的役割」の限界の反映で、かつ、社会福祉史研究における岡山孤児院の災害救済（支援）活動の歴史的な限界を示した部分とも理解でき、この点についての解明も必要になることを付け加えておきたい。

## 2、東北三県凶作での入院児と歴史的役割の概要

### 1) 東北三県凶作での貧孤児収容他の動向と長期在院児の確定

一方、東北三県凶作での貧孤児収容は、窮余の一策として、院児の音楽隊に幻燈を加えて音楽幻燈隊を組織し、全国各地を巡回し寄付金募集を行なう活動が成功し、財政的に豊かになり、そのような背景の中で石井院長は、1905（同38）年1月に『岡山孤児院新報』第99号で、孤児無制限収容を発表したことがその発端であった<sup>21)</sup>。そして、同年に福島県、宮城県、岩手県の東北三県は、「やませ」による天候不順で、稲作が平年の2割から3割の収穫しかなく、多くの農家が餓死寸前に陥ってしまい<sup>21)</sup>、これを知った石井院長が、1906年3月26日から5月17日までの間に、6回に分けて825人もの貧孤児を収容し、一時岡山孤児院は1,200人規模の施設に拡大することになったのである<sup>21)</sup>。

実は、この東北三県凶作での貧孤児等の収容活動は、岡山孤児院だけに止まらず、仙台市には東北育児院（仙台基督教育児院）が設立され、他にも救世軍、大阪養老院、大阪汎愛扶植会、甘露育児院、神戸孤児院、神戸報国義会、横浜孤児院、龍華孤児院、博愛社などの慈善事業施設が多数の貧孤児等を収容した<sup>21)</sup>。また、国内はもちろんのこと、海外からも多額の義捐金などが寄せられ、世界規模での支援が確認できたが、最も積極的かつ大胆の救済活動を展開したのは、先の岡山孤児院を含む慈善事業施設であった<sup>21)</sup>。

そこで次に、岡山孤児院の『入院原簿第壱号』と『明治四十年三月調 府県別院児名簿畿内以東之部 岡山孤児院』より、同院が収容した東北三県の貧孤児の原籍地を確認してみると、全収容児は829人と前述した825人という公式の人数より4人多かったが、その県別内訳は、福島県329人、宮城県438人、岩手県62人であった。このうち福島県内で最も収容児が多かったのは安達郡の88人で、次が信夫郡71人、相馬郡66人、田村郡25人、伊達郡16人と続いた。宮城県では、名取郡の89人が最も多く、次が登米郡60人、黒川郡59人、志田郡36人、栗原郡33人、伊具郡23人などで、岩手県は胆沢郡27人、和賀郡16人、西磐井郡5人、上閉伊郡5人であった。

そして、先の貧孤児収容活動の経過と内容については、福島県と宮城県での収容時の活動を中心に、別稿でまとめたので<sup>22)</sup>、ここでは、先の別稿を参考に、本稿の分析課題に関する内容を確認してみる。まず貧孤児の収容にあたって岡山孤児院が示した収容基準、収容手続と手順、収容後の生活と教育についての条件を確認すると、次のようになる。この資料は、石井院長が1906年2月22日と23日に福島県庁を訪れて協力を依頼し、これを受けて同県庁が各郡市町村長に貧孤児収容の希望調査を通知した時の文書の中で示された「条件」であった。

#### 一 収容ヲ承諾サルベキモノノ資格

- (一) 極貧ニシテ父母共ニナキモノ
- (二) 極貧ニシテ父又ハ母ナキモノ
- (三) 父母共ニアルモ極貧ニシテ扶養シ得サルモノ
- (四) 以上ノモノニシテ六歳以上十二歳迄ノモノ

#### 二 収容手続

- (一) 委托希望者ハ戸籍謄本寄留者ニアリテハ寄留簿謄本ヲ添ヘ県庁第一部ニ申出ツルコト
- (二) 収容スヘキ児童ハ一時福島町ニ集合セシム

- (三) 福島ヨリ岡山迄ノ旅費ハ惣テ院ニ於テ支弁ス  
但必要ニ依リテハ居村ヨリ福島迄ノ旅費ヲモ支弁ス
- (四) 必要ニヨリテハ収容ノ際ニ於ケル被服ヲモ給与ス

### 三 収容後ニ於ケル教養

- (一) 被服食糧ハ勿論生活費一切ヲ院ニ於テ支弁ス
- (二) 教育ハ高等小学校迄ヲ卒業セシム
- (三) 家族ノ希望ニ依リ随時退院ヲ許ス

このうち同院の収容基準は、極貧の状態にある6歳以上12歳までの孤児、私生児、1人親または両親のいる貧児と、ある程度の幅を持った対象であったことが理解でき、このような条件が825人（『入院原簿第壹号』は829人）の貧孤児収容に結びつく要因の1つと言えよう。また、収容後の養護実践の内容については、衣食住の保障に加え、「高等小学校」卒業までの教育の実施も約束し、さらに家族の希望で「随時退院」も明言していたことが分かる。

そこで、以下では本稿の課題でもある先の「条件」などがどう具体化されたかを、『入院原簿第壹号』で確認した829人の入院児の、入院と退院の年齢や在院期間等の内容およびその数量的な特色から、東北三県凶作での岡山孤児院の養護実践の歴史的役割の概要を確認してみることにする。

ただし、829人の入院児（以下では東北児と記す場合もある）のうち、約1年2ヶ月前後の1907（明治40）年5月20日に126人が福島県、宮城県、岩手県の親元等に帰郷し、翌1908（同41）年1月24日、25日にも359人が、9月8日には81人が帰郷し、その人数は計566人に達していた<sup>23</sup>。また、この時期の前後に帰郷した者もいたため、以下では先の震災孤児の在院期間の短期と長期の区分も参考にし、約5年以上在院した1911（同44）年1月以後の在院児を長期間の入院児として選定し、彼らに絞って入院年齢と退院年齢、在院期間等のデータから、その数量的な特色をまとめ、東北三県凶作での同院の養護実践の歴史的役割の概要を確認してみる。

1911年1月以降も在院した東北児のデータの抽出にあたっては、以前に筆者が作成した「東北三県凶作貧孤児収容の実態」の「全収容児の状況」の一覧表を使用した<sup>24</sup>。ただ全収容児数の合計が829人と4人多いという誤差があり、この誤差の原因は、各資料の誤記等が考えられるが不明である。それでも福島県からの収容児が329人、宮城県が438人、岩手県が62人となり、この中から1911年1月以降も在院した東北児を抽出すると、福島県は71人で同県全体の21.6%に達し、宮城県も71人（16.2）、岩手県は7人（11.3）となり、全体では149人（18.0）になった。つまり、福島県は5人に1人が長期在院児であり、宮城県も6人に1人がそれに該当していたことが分り、岡山孤児院の東北三県凶作で収容した東北児への養護実践には、「長期的、継続的な救済（支援）」を受けた者が一定数含まれていたことが確認でき、先の149人の個々のデータを一覧表に作成して分析することにした。

149人のデータの項目は、濃尾大震災の震災孤児の全体像を確定した時の項目を参照し、①氏名から⑨退院事由（職業他）までは同様で、新たに⑩性別、⑪続柄、⑫入院事由を加えたものとした。そして、この内容を一覧表にまとめると表8のようになった。

東北三県凶作での入院児中の明治44年以降も在院した東北児一覧

< 表 8 >

福島県											
氏名	性別	生年月日	原籍地	年齢	続柄	入院理由	入院年月日	退院年月日	在院期間	退院年齢	退院事由
2	男	明治30年3月22日	田村郡三春町	9歳	弟	孤児	明治39年3月26日	大正7年2月11日	11年11ヶ月	20歳11ヶ月	永眠
3	男	明治32年5月1日	田村郡三春町	6歳	弟	孤児	明治39年3月26日	大正7年3月26日	12年	18歳10ヶ月	原籍の親族の許へ
14	男	明治30年5月1日	田村郡栗田村	8歳	弟	貧児	明治39年3月26日	大正10年3月21日	16年	23歳10ヶ月	農場学校第4回卒業
21	男	明治31年7月30日	相馬郡中村町	7歳	孫	孤児	明治39年3月26日	大正8年9月30日	13年6ヶ月	21歳2ヶ月	農場学校第3回卒業
27	女	明治31年8月8日	相馬郡飯豊村	7歳	長女	貧児	明治39年3月26日	明治44年6月88日	5年3ヶ月	12歳10ヶ月	親元へ帰郷
29	女	明治34年1月31日	相馬郡飯豊村	5歳	二女	貧児	明治39年3月26日	明治44年6月28日	5年3ヶ月	10歳5ヶ月	親元へ帰郷
36	男	明治31年5月21日	信夫郡福島町	7歳		孤児	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	21歳2ヶ月	見習中徴兵検査終了
44	男	明治31年5月30日	信夫郡福島町	7歳	私生児	貧児	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年ヶ月	21歳2ヶ月	農場学校第2回卒業
45	女	明治34年8月21日	信夫郡福島町	5歳	妹	貧児	明治39年3月26日	大正10年12月	15年9ヶ月	19歳2ヶ月	結婚(出身者と)
46	男	明治30年11月10日	信夫郡福島町	8歳	弟	貧児	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	21歳8ヶ月	見習中徴兵検査終了
47	男	明治29年21月	信夫郡福島町	(10歳)		孤児	明治39年3月26日	明治44年		※5歳	不明
53	男	明治30年5月4日	信夫郡吉井田村	8歳	戸主	孤児	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	22歳2ヶ月	見習中徴兵検査終了
57	男	明治33年9月3日	信夫郡中野村	5歳	弟	貧児	明治39年3月26日	大正7年3月8日	11年	12歳6ヶ月	福島市の兄の許へ
58	男	明治29年9月25日	信夫郡松川村	9歳	二男	貧児	明治39年3月26日	大正8年7月21日	13年4ヶ月	22歳10ヶ月	見習中徴兵検査終了
59	男	明治30年2月12日	信夫郡平野村	9歳	二男	貧児	明治39年3月26日	大正2年1月5日	6年10ヶ月	15歳11ヶ月	親元等へ帰郷
62	男	明治29年8月15日	信夫郡笹谷村	9歳	三男	貧児	明治39年3月26日	明治44年3月3日	5年	14歳7ヶ月	親元へ帰郷
64	女	明治30年6月26日	伊達郡湯野村	8歳	姪	貧児	明治39年3月26日	明治45年4月26日	16年1ヶ月	14歳10ヶ月	親元へ
65	男	明治31年10月3日	伊達郡湯野村	7歳	私生児	貧児	明治39年3月26日	明治45年4月3日	6年1ヶ月	13歳6ヶ月	親元へ
66	女	明治34年12月8日	伊達郡湯野村	4歳	姪	貧児	明治39年3月26日	明治46年1月8日	5年10ヶ月	10歳1ヶ月	親元へ帰郷
68	男	明治32年4月1日	信夫郡福島町	9歳		孤児	明治39年3月26日	大正5年10月9日	10年7ヶ月	17歳6ヶ月	原籍地の父親の許へ
71	男	明治34年10月8日	伊達郡桑折町	4歳	甥	貧児	明治39年3月26日	明治46年4月26日	6年1ヶ月	10歳6ヶ月	親元等へ帰郷
73	女	明治30年10月15日	伊達郡湯野村	8歳	姪	貧児	明治39年3月26日	大正5年12月31日	10年9ヶ月	19歳2ヶ月	結婚(宮崎県新田村へ)
78	女	明治33年5月18日	安達郡油井村	5歳	孫	貧児	明治39年3月26日	明治45年1月8日	5年10ヶ月	11歳10ヶ月	親元等へ帰郷
79	男	明治32年11月7日	安達郡戸沢村	6歳	二男	貧児	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	19歳8ヶ月	徴兵検査後上京
80	男	明治32年3月9日	安達郡小浜町	7歳	長男	貧児	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	20歳4ヶ月	農場学校第2回卒業
85	男	明治34年9月28日	安達郡油井村	4歳	弟	貧児	明治39年3月26日	大正10年6月21日	15年3ヶ月	19歳9ヶ月	独立徴兵適齢
91	男	明治32年1月31日	安達郡小浜町	7歳	長男	貧児	明治39年3月26日	大正4年2月2日	8年11ヶ月	16歳1ヶ月	両親の許へ
108	男	明治31年5月1日	安達郡本宮町	8歳		孤児	明治39年3月26日	大正8年7月31日	13年4ヶ月	21歳2ヶ月	農場学校第2回卒業
243	男	明治31年2月10日	伊達郡柳川町	8歳	弟	孤児	明治39年4月5日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	21歳5ヶ月	農場学校第2回卒業
113	男	明治30年10月11日	相馬郡玉野村	8歳	弟	貧児	明治39年4月11日	大正10年3月21日	14年11ヶ月	23歳5ヶ月	農場学校第4回卒業
118	女	明治31年9月3日	信夫郡平野村	7歳	孫	貧児	明治39年4月11日	明治45年1月8日	5年9ヶ月	13歳4ヶ月	親元等へ帰郷
121	女	明治30年9月16日	信夫郡庭塚村	8歳	孫	孤児	明治39年4月11日	明治44年3月3日	4年11ヶ月	13歳6ヶ月	親元へ帰郷
124	女	明治30年6月25日	信夫郡水保村	8歳	姪	貧児	明治39年4月11日	大正9年2月3日	13年10ヶ月	22歳8ヶ月	結婚
139	男	明治33年10月5日	信夫郡吉井田村	5歳	私生児	貧児	明治39年4月11日	昭和2年継続	20年以上	26歳以上	農業見習
142	男	明治29年11月23日	安達郡新殿村	9歳	二男	貧児	明治39年4月11日	大正6年4月7日	11年	20歳5ヶ月	農場学校第1回卒業後上京
145	男	明治29年12月29日	安達郡新殿村	9歳	孫	貧児	明治39年4月11日	大正6年2月21日	10年10ヶ月	20歳2ヶ月	原籍の母親の許へ
168	男	明治30年5月10日	安積郡小田原村	8歳	孫	孤児	明治39年4月11日	大正9年12月20日	14年8ヶ月	23歳7ヶ月	独立殖民
169	男	明治32年3月9日	岩瀬郡白江村	7歳	孫	孤児	明治39年4月11日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	20歳4ヶ月	見習中徴兵検査終了
173	男	明治33年1月14日	耶麻郡堂島村	6歳		孤児	明治39年4月11日	大正9年4月22日	14年	20歳3ヶ月	徴兵検査経過に付
183	女	明治30年8月6日	信夫郡福島町	8歳	姪	孤児	明治39年4月15日	大正5年6月2日	10年2ヶ月	18歳10ヶ月	同県中村町の祖父の許へ
194	男	明治32年2月18日	相馬郡中村町	7歳	養姪	孤児	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13歳3ヶ月	20歳5ヶ月	農場学校第2回卒業
195	男	明治31年3月1日	相馬郡中村町	8歳	長男	貧児	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	21歳4ヶ月	見習中徴兵検査終了
196	男	明治33年10月10日	相馬郡中村町	5歳	次男	貧児	明治39年4月15日	明治45年4月26日	6年	11歳6ヶ月	親元等への帰郷
197	男	明治31年2月8日	相馬郡高平村	8歳	四男	貧児	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	21歳5ヶ月	見習中徴兵検査終了
198	男	明治31年1月11日	相馬郡飯豊村	8歳	三男	貧児	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	21歳6ヶ月	農場学校第2回卒業
199	女	明治32年10月13日	相馬郡飯豊村	6歳	姪	貧児	明治39年4月15日	明治44年3月28日	4年11ヶ月	11歳5ヶ月	親元へ帰郷
207	男	明治30年4月13日	相馬郡石神村	9歳	長男	貧児	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	22歳3ヶ月	見習中徴兵検査終了
214	男	明治33年8月20日	相馬郡高平村	5歳	孫	孤児	明治39年4月15日	大正6年4月12日	11年	16歳8ヶ月	母親の許へ
215	男	明治27年11月1日	相馬郡高平村	11歳	孫	孤児	明治39年4月15日	大正4年12月31日	9年7ヶ月	21歳1ヶ月	就職独立
216	男	明治28年11月20日	相馬郡高平村	10歳	養孫	孤児	明治39年4月15日	大正8年7月31日	13年3ヶ月	23歳8ヶ月	見習中徴兵検査終了
220	男	明治35年3月10日推定	相馬郡〇江村	4歳	棄児	棄児	明治39年4月15日	大正9年9月30日	14年5ヶ月	18歳6ヶ月	農場学校第4回卒業
223	女	明治34年	相馬郡飯豊村	5歳		孤児	明治39年4月15日	大正元年9月5日	6年5ヶ月	※11歳	親元等へ帰郷
225	男	明治34年3月13日	信夫郡平野村	5歳	二男	貧児	明治39年4月26日	大正7年5月3日	12年1ヶ月	17歳2ヶ月	北海道の養父の許へ
231	男	明治29年12月1日	安達郡大田村	9歳	孫	孤児	明治39年4月26日	大正7年12月31日	12歳8ヶ月	22歳	櫻野農場で独立
234	男	明治35年4月28日	安達郡小浜町	4歳	三男	貧児	明治39年4月26日	大正4年2月2日	8年10ヶ月	12歳10ヶ月	両親の許へ
247	男	明治32年5月4日	西白河郡白河町	7歳	二男	貧児	明治39年5月17日	大正9年9月30日	14年4ヶ月	21歳4ヶ月	農場学校第4回卒業
248	男	明治32年10月17日	西白河郡大沢村	6歳	弟	孤児	明治39年5月17日	大正9年9月30日	14年4ヶ月	20歳11ヶ月	入宮
250	男	明治32年6月10日	西白河郡大沼村	6歳		孤児	明治39年5月17日	大正9年9月30日	14年4ヶ月	21歳3ヶ月	農場学校第4回卒業
253	女	明治35年1月15日	田村郡高瀬村	4歳	孫	孤児	明治39年5月17日	大正6年3月31日	10年10ヶ月	15歳2ヶ月	実兄の許へ
254	女	明治34年4月25日	田村郡高瀬村	5歳	孫	孤児	明治39年5月17日	大正6年3月31日	10年10ヶ月	15歳11ヶ月	実兄の許へ
258	女	明治32年5月15日	石城郡平町	7歳	戸主	棄児	明治39年5月17日	大正10年12月	15年7ヶ月	22歳7ヶ月	結婚(田野村へ)
266	男	明治29年6月15日	安達郡二本松町	9歳	長男	孤児	明治39年5月17日	大正7年3月1日	11年10ヶ月	21歳9ヶ月	原籍の兄の許へ
269	女	明治34年2月7日	安達郡油井村	5歳	長女	貧児	明治39年5月17日	大正6年6月29日	11年1ヶ月	16歳4ヶ月	叔父の許へ(二本町町)
279	男	明治31年6月10日	安積郡郡山町	7歳	長女	孤児	明治39年5月17日	大正9年3月4日	13年10ヶ月	21歳9ヶ月	兄の許へ(東京浅草)
280	女	明治33年9月12日	安積郡郡山町	5歳	妹	孤児	明治39年5月17日	大正9年3月4日	13年10ヶ月	19歳6ヶ月	兄の許へ(東京浅草)
285	女	明治31年12月11日	安積郡大槻村	7歳	妹	貧児	明治39年5月17日	昭和2年継続	20年以上	29歳以上	在院(京都館)
288	男	明治33年1月26日	安積郡山野井村	6歳		孤児	明治39年5月17日	大正2年1月5日	6年8ヶ月	13歳	親元等へ帰郷
300	男	明治31年8月19日	耶麻郡喜多方町	7歳		私生児	明治39年5月17日	大正8年7月31日	13年2ヶ月	20歳11ヶ月	農場学校第2回卒業
302	男	明治28年4月22日	耶麻郡堂島村	11歳	長男	貧児	明治39年5月17日	大正8年7月31日	13年2ヶ月	24歳3ヶ月	見習中徴兵検査終了
303	男	明治33年1月1日	耶麻郡喜多方町	6歳	棄児	貧児	明治39年5月17日	大正9年4月22日	13年11ヶ月	20歳3ヶ月	徴兵検査経過に付
327	男	明治31年1月16日	信夫郡福島町	8歳	四男	不明	明治39年4月15日	大正元年9月7日	6年5ヶ月	14歳8ヶ月	親元等へ帰郷
宮城県											
2	女	明治28年7月20日	仙台市通町	10歳	妹	貧児	明治39年3月26日	明治45年5月31日	6年2ヶ月	16歳10ヶ月	親元等へ帰郷
4	男	明治33年3月1日	柴田郡槻木町	6歳	弟	貧児	明治39年3月26日	明治45年4月26日	6年1ヶ月	12歳1ヶ月	親元等へ帰郷
6	男	明治32年3月1日	柴田郡槻木町	7歳	甥	貧児	明治39年3月26日	大正10年12月	15年9ヶ月	22歳9ヶ月	独立帰郷



菊池：岡山孤児院の２つの災害での貧孤児収容とその歴史的役割の概要

9	男	明治32年 2月6日	柴田郡榎木町	7歳	二男	貧児	明治39年 3月26日	明治45年4月26日	6年 1ヶ月	13歳 2ヶ月	親元等へ帰郷	
10	男	明治33年 1月8日	柴田郡榎木町	6歳	従弟	貧児	明治39年 3月26日	明治45年4月22日	6年 1ヶ月	12歳 3ヶ月	親元等へ帰郷	
13	女	明治33年 9月20日	柴田郡榎木町	6歳	姪	貧児	明治39年 3月26日	大正10年2月22日	14年11ヶ月	20歳 5ヶ月	結婚(出身者と)	
14	女	明治31年 7月14日	柴田郡榎木町	7歳	長女	孤児	明治39年 3月26日	大正 7年12月 1日	12年 9ヶ月	20歳 5ヶ月	結婚	
15	女	明治27年 5月 4日	柴田郡船岡村	11歳	不明	孤児	明治39年 3月26日	明治45年 7月11日	6年 4ヶ月	18歳 2ヶ月	親元等へ帰郷	
16	女	明治29年11月20日	柴田郡船岡町	9歳	不明	孤児	明治39年 3月26日	大正 2年 8月29日	7年 5ヶ月	16歳 9ヶ月	独立	
34	男	明治28年 4月20日	名取郡岩沼町	10歳	四男	貧児	明治39年 3月26日	大正 8年 7月31日	13年 4ヶ月	24歳 3ヶ月	見習中徴兵検査終了	
39	男	明治30年10月18日	名取郡岩沼町	8歳	弟	孤児	明治39年 3月26日	大正 8年 7月31日	13年 4ヶ月	21歳 9ヶ月	見習中徴兵検査終了	
40	女	明治34年 1月 3日	名取郡岩沼町	5歳	妹	孤児	明治39年 3月26日	大正12年12月31日	17年 9ヶ月	22歳11ヶ月	郷里実兄の許へ	
48	女	明治30年 2月 3日	名取郡岩沼町	9歳	姪	貧児	明治39年 3月26日	大正 3年 3月	8年	17歳 1ヶ月	結婚	
49	女	明治33年 6月13日	名取郡岩沼町	5歳	姪	貧児	明治39年 3月26日	大正 8年 7月 5日	12年11ヶ月	18歳 8ヶ月	結婚(独立殖民と)	
52	男	明治30年 3月 1日	名取郡岩沼町	9歳	三男	貧児	明治39年 3月26日	大正 2年 8月22日	7年 5ヶ月	16歳	親元へ	
53	女	明治34年 4月 6日	名取郡岩沼町	4歳	長女	貧児	明治39年 3月26日	明治45年 1月 8日	5年10ヶ月	10歳 9ヶ月	親元等へ帰郷	
60	女	明治33年 6月20日	名取郡岩沼町	5歳	長女	貧児	明治39年 3月26日	明治45年 1月 8日	5年10ヶ月	11歳 7ヶ月	親元等へ帰郷	
61	女	明治30年 3月27日	名取郡岩沼町	9歳	長女	貧児	明治39年 3月26日	大正 7年12月 1日	12年 9ヶ月	21歳 9ヶ月	結婚	
65	女	明治30年 5月13日	名取郡岩沼町	8歳	五女	貧児	明治39年 3月26日	明治44年12月 6日	5年 9ヶ月	14歳 7ヶ月	親元等へ帰郷	
71	女	明治32年11月11日	名取郡岩沼町	6歳	五女	貧児	明治39年 3月26日	大正 8年 2月 5日	12年11ヶ月	19歳 3ヶ月	結婚(独立殖民と)	
75	女	明治31年 4月12日	名取郡岩沼町	7歳	私生児	貧児	明治39年 3月26日	大正10年12月	15年 9ヶ月	23歳 8ヶ月	独立郷里へ	
76	女	明治27年 4月23日	名取郡岩沼町	11歳	三女	貧児	明治39年 3月26日	大正元年10月31日	6年 7ヶ月	18歳 6ヶ月	親元等へ帰郷	
85	男	明治33年 5月 2日	本吉郡榎山村	5歳	長男	貧児	明治39年 3月26日	大正 9年 9月30日	14年 6ヶ月	14歳 4ヶ月	苦学目的で上京	
86	女	明治30年 1月16日	加美郡中新田町	9歳	孫	貧児	明治39年 3月26日	大正 8年 7月31日	13年 4ヶ月	22歳 6ヶ月	結婚	
104	男	明治30年 2月11日	刈田郡白石町	9歳	長男	貧児	明治39年 3月26日	大正 3年 9月16日	8年 6ヶ月	17歳 7ヶ月	親元へ	
105	男	明治32年12月28日	刈田郡白石町	6歳	甥	孤児	明治39年 3月26日	明治45年 4月26日	6年 1ヶ月	12歳 4ヶ月	親元等へ帰郷	
106	男	明治31年 6月18日	刈田郡白石町	7歳	孫	貧児	明治39年 3月26日	大正 8年 7月31日	13年 4ヶ月	21歳 1ヶ月	農場学校第 2 回卒業	
124	男	明治32年 5月15日	巨理郡巨理町	6歳	長男	貧児	明治39年 3月26日	大正10年 3月21日	15年	21歳10ヶ月	農場学校第 4 回卒業	
125	男	明治31年12月20日	巨理郡坂元村	7歳	私生児	貧児	明治39年 3月26日	大正10年 3月21日	15年	22歳 3ヶ月	農場学校第 4 回卒業	
139	男	明治31年 1月25日	遠田郡元浦谷村	8歳	三男	貧児	明治39年 4月 5日	明治45年 4月26日	6年	14歳 3ヶ月	親元へ	
178	男	明治30年 9月27日	本吉郡志津川町	8歳	従弟	貧児	明治39年 4月 5日	大正 8年 7月31日	13年 3ヶ月	21歳10ヶ月	農場学校第 1 回卒業	
179	女	明治32年 3月 3日	黒川郡宮床町	7歳	妹	貧児	明治39年 4月 5日	大正 7年 5月22日	12年 1ヶ月	19歳 2ヶ月	原籍地叔父の許へ	
181	男	明治34年 1月 1日	黒川郡宮床町	5歳	弟	貧児	明治39年 4月 5日	大正 9年 9月30日	14年 5ヶ月	19歳 8ヶ月	農場学校第 4 回卒業	
189	男	明治28年 6月 7日	黒川郡大衡村	10歳	従弟	貧児	明治39年 4月 5日	大正 7年12月 1日	12年 8ヶ月	23歳 6ヶ月	帰郷か	
201	男	明治31年 3月29日	黒川郡大衡村	8歳	弟	孤児	明治39年 4月 5日	大正 8年 7月31日	13年 3ヶ月	21歳 4ヶ月	見習中徴兵検査終了	
209	女	明治29年 3月24日	黒川郡大谷村	10歳	長女	貧児	明治39年 4月 5日	大正元年 8月 5日	6年 4ヶ月	16歳 5ヶ月	親元等へ帰郷	
242	男	明治31年 8月10日	伊具郡耕野村	7歳	弟	貧児	明治39年 4月 5日	大正 8年 7月31日	13年 3ヶ月	20歳11ヶ月	見習中徴兵検査終了	
246	女	明治31年 4月25日	伊具郡丸森町	8歳	妹	貧児	明治39年 4月 5日	大正 5年 9月25日	10年 5ヶ月	18歳 5ヶ月	原籍地の兄の許へ	
253	男	明治33年12月28日	宮城県岩切村	5歳	弟	貧児	明治39年 4月26日	大正 8年 5月31日	13年 1ヶ月	18歳 5ヶ月	神奈川県兄の許へ	
257	男	明治29年 3月 3日	栗原郡尾松村	10歳	二男	貧児	明治39年 4月26日	大正 2年 6月 7日	7年 2ヶ月	17歳 3ヶ月	親元等へ帰郷	
259	女	明治32年 3月29日	栗原郡尾松村	7歳	妹	孤児	明治39年 4月26日	大正 2年 8月23日	7年 4ヶ月	14歳 5ヶ月	親元等へ帰郷	
261	男	明治28年 4月18日	栗原郡有賀村	11歳	従弟	孤児	明治39年 4月26日	大正 8年 7月31日	13年 3ヶ月	24歳 3ヶ月	見習中徴兵検査終了	
271	男	明治32年 6月 3日	牡鹿郡石巻村	6歳	二女	貧児	明治39年 4月26日	明治45年 3月19日	5年11ヶ月	12歳 9ヶ月	親元等へ帰郷	
282	女	明治31年 2月 3日	登米郡豊里村	8歳	長女	貧児	明治39年 4月26日	大正 9年 4月30日	14年	22歳 2ヶ月	帰郷	
283	男	明治33年 4月 9日	玉造郡岩出山町	6歳	長男	貧児	明治39年 4月26日	明治45年 4月26日	6年	12歳	親元等へ帰郷	
292	男	明治29年 5月 7日	加美郡色麻村	9歳	従弟	貧児	明治39年 4月26日	大正 8年 7月31日	13年 3ヶ月	23歳 2ヶ月	見習中徴兵検査終了	
293	男	明治30年 3月 3日	加美郡色麻村	9歳	甥	孤児	明治39年 4月26日	大正 8年 7月31日	13年 3ヶ月	22歳 4ヶ月	見習中徴兵検査終了	
296	女	明治34年 4月25日	刈田郡白石町	5歳	甥	孤児	明治39年 4月26日	大正 9年 3月20日	13年11ヶ月	18歳11ヶ月	結婚	
301	女	明治33年 9月25日	宮城県大瀬川	5歳	妹	私生児	明治39年 5月17日	大正 6年 6月 6日	11年 1ヶ月	16歳 9ヶ月	母の願により仙台市へ	
302	男	明治29年 6月 1日	柴田郡榎木町	9歳	四男	貧児	明治39年 5月17日	大正元年12月31日	6年 7ヶ月	16歳 6ヶ月	親元等へ帰郷	
303	女	明治32年 5月 7日	柴田郡榎木町	7歳	三女	貧児	明治39年 5月17日	大正 3年 7月31日	8年 2ヶ月	15歳 2ヶ月	実兄の許へ	
313	女	明治34年12月29日	名取郡玉浦村	4歳	二女	貧児	明治39年 5月17日	明治45年 1月 8日	5年 8ヶ月	10歳 1ヶ月	親元等へ帰郷	
321	男	明治32年 2月28日	名取郡岩沼町	7歳	甥	貧児	明治39年 5月17日	大正 8年 9月30日	13年 4ヶ月	20歳 7ヶ月	農場学校第 2 回卒業	
335	男	明治30年12月 1日	遠田郡浦谷町	8歳	二男	貧児	明治39年 5月17日	明治45年 3月27日	5年10ヶ月	14歳 3ヶ月	親元等へ帰郷	
357	女	明治30年 2月 3日	栗原郡若柳町	9歳	二女	孤児	明治39年 5月17日	大正 7年11月30日	12年 6ヶ月	21歳 9ヶ月	結婚(岡山県都窪郡へ)	
358	女	明治32年 9月21日	栗原郡若柳町	6歳	三女	孤児	明治39年 5月17日	大正 9年12月12日	14年 7ヶ月	21歳 3ヶ月	結婚(宮城県高鍋町へ)	
359	女	明治34年 5月14日	栗原郡有賀村	5歳	孫	孤児	明治39年 5月17日	明治44年 6月28日	5年 1ヶ月	10歳 1ヶ月	親元等へ帰郷	
360	男	明治31年 2月 7日	栗原郡志婆姫村	8歳	弟	孤児	明治39年 5月17日	大正 8年 9月20日	13年 4ヶ月	21歳 7ヶ月	農場学校第 2 回卒業	
367	男	明治30年 8月12日	本吉郡戸倉村	8歳	孫	貧児	明治39年 5月17日	昭和 2年 継続	20年以上	30歳以上	農業見習	
368	女	明治31年 1月 6日	本吉郡戸倉村	8歳	妹	孤児	明治39年 5月17日	大正 7年12月 1日	12年 7ヶ月	20歳11ヶ月	結婚	
376	女	明治29年 3月 4日	黒川郡富谷村	10歳	妹	私生児	明治39年 5月17日	大正 4年 2月 2日	8年 8ヶ月	18歳11ヶ月	結婚(出身者と)	
377	女	明治29年 3月 4日	黒川郡富谷村	10歳	妹	私生児	明治39年 5月17日	大正 4年 2月 2日	8年 8ヶ月	18歳11ヶ月	母親の許へ	
382	男	明治28年 5月15日	黒川郡吉岡町	11歳	四男	貧児	明治39年 5月17日	大正元年12月31日	6年 7ヶ月	17歳 7ヶ月	親元等へ帰郷	
386	男	明治31年 1月23日	黒川郡富谷村	8歳	長男	貧児	明治39年 5月17日	大正 8年 7月31日	13年 2ヶ月	21歳 6ヶ月	見習中徴兵検査終了	
387	男	明治31年 2月25日	黒川郡富谷村	8歳	貧児	貧児	明治39年 5月17日	大正 2年 2月25日	6年 9ヶ月	15歳	親元等へ帰郷	
396	男	明治32年10月10日	加美郡中新田町	6歳	孫	孤児	明治39年 5月17日	大正 8年 7月31日	13年 2ヶ月	19歳 9ヶ月	見習中徴兵検査終了	
406	男	明治28年12月21日	加美郡中新田町	10歳	孫	孤児	明治39年 5月17日	大正 7年12月31日	12年 7ヶ月	23歳	樫野農場で独立	
416	女	明治32年11月 2日	志田郡松山町	6歳	孫	私生児	明治39年 5月17日	明治45年 1月 8日	5年 8ヶ月	12歳 2ヶ月	親元等へ帰郷	
428	男	明治31年 5月24日	志田郡古川町	8歳	弟	私生児	明治39年 5月17日	大正 8年 7月21日	13年 2ヶ月	21歳 2ヶ月	見習中徴兵検査終了	
434	女	明治32年 4月 1日	栗原郡若柳町	7歳	孤児	孤児	明治39年 5月17日	大正 5年12月31日	10年 7ヶ月	17歳 8ヶ月	放逐	
438	男	明治32年 1月 5日	遠田郡浦谷町	7歳	次男	貧児	明治39年 4月 5日	明治45年 4月26日	6年	12歳	親元等へ帰郷	
岩手県												
3	男	明治32年 4月 1日	西磐井郡巖美村	7歳	棄児	棄児	明治39年 3月26日	大正 8年 7月30日	13年 4ヶ月	20歳 3ヶ月	農場学校第 2 回卒業	
7	男	明治33年10月10日	西磐井郡ヶ関町	5歳	甥	私生児	明治39年 3月26日	大正 9年 9月30日	14年 5ヶ月	19歳11ヶ月	農場学校第 4 回卒業	
11	男	明治28年 7月14日	稗貫郡根子村	10歳	甥	貧児	明治39年 5月17日	大正 7年12月31日	12年 7ヶ月	23歳 5ヶ月	樫野農場で独立	
16	女	明治30年10月15日	和賀郡二子村	8歳	長女	貧児	明治39年 5月17日	大正 4年 9月12日	9年 5ヶ月	17歳11ヶ月	父親の許へ	
52	女	明治31年 7月15日	膽澤郡衣川村	7歳	長女	孤児	明治39年 5月17日	大正 4年 1月21日	8年 8ヶ月	16歳 6ヶ月	結婚(出身者と)	
54	女	明治32年 6月18日	上閉伊郡遠野町	5歳	孫	貧児	明治39年 5月17日	大正 8年 2月28日	12年 9ヶ月	19歳 8ヶ月	結婚(殖民と)	
58	男	明治30年 7月20日	上閉伊郡遠野町	8歳	三男	貧児	明治39年 5月17日	明治44年 4月 7日	4年11ヶ月	13歳 9ヶ月	親元等へ帰郷	

## 2) 明治40年代の岡山孤児院の動向

1911(明治44)年以後も在院した東北児を長期入院児としたが、ここではまずこの時期の岡山孤児院の全体的な動向から確認してみる。それは、言うまでもないが、先の動向から当時の岡山孤児院の全体的な展開とその中における長期在院児への養護実践の概要を理解するためである。この当時の岡山孤児院は、東北三県凶作での貧孤児の収容で1,200人規模の施設になったため、膨大な財源が必要となり、この財源を音楽活動写真隊による全国各地での慈善会で募集した寄付金他で賄おうとしたが、この資金だけでは賄うことができず、多額の負債(借金)が生じてしまった<sup>25)</sup>。石井院長は、この課題を現実的に解決するため、岡山孤児院の土地を半分売却するなどして、1894年4月から一度移住を試みて失敗した茶臼原に再度移住し、生活費の安い同地で農業により自給を高めて財政負担を軽減すると同時に、年長児の農業による将来の独立自活を考え実行したが、後者は院児への養護実践を新たな段階へもう一步前進させるためのものでもあった。

つまり、同院での生活と教育を通して成長した年長院児の将来の生活基盤を三代先の孫の時代まで永続的に安定させる現実的な方法を、1つの養護実践システムとして具体化することであった。それは、乳幼児の養護実践としての里預制に始まり、学齢児の家族制度(今日の小舎制に近い)による生活と小学校での教育、さらに、その後の職業を身に付け社会人としての独立から結婚、そして家族を持つという、院児のライフステージの各時期に対応する養護実践システムの具現化であり、特に後半の職業を身に付けた社会人として独立し、結婚、そして家庭を持つという養護実践システムについてはまだ不十分で、東北児を含む在院児の多くがこの問題に直面する段階に到達していたからである。当時の年長院児たちは、農業見習などを経て一般社会の中に出て行くことが中心で、実親などの支援基盤が全く期待できず農地や資産がない彼らは、退院後失敗をくり返す現実が多数存在していたためとみる。

このため石井院長は、年長児が職業を身に付けて社会人として独立し、さらに結婚して家庭を持つことを現実的に具体化するには、茶臼原孤児院を中心に年長児が農業で独立する茶臼原農村という村づくりが必要であると判断したのであった。しかも、現に年長院児だけでなく、もう一方で多くの院児を家族制度で養育し、この家族制度による養育とリンクして茶臼原孤児院の周辺に農地を購入して、先の年長児を農業で独立させ、結婚後家族を持ち、三代先の孫子の代まで生活を安定させて、その後先の家庭で里預児を引き受け養育するという、里親村づくりが石井院長の最終的な目標であったのである<sup>25)</sup>。

このため、1905年11月に再開した茶臼原農林部に、1908(同41)年10月10日石井院長は院児10人を引率し、本格的な移転に着手した<sup>26)</sup>。同年10月14日にも8歳以上の男児50人を、1909(同42)年4月26日には男児63人、女児36人を、1910(同43)年4月19日になると主婦7人に男女院児149人と年長女子3人を移転し、同年6月から7月にかけては岡山孤児院の校舎1棟、家庭舎7棟を茶臼原孤児院へ移築した<sup>26)</sup>。このように全面的な移転に進む中で、1910年3月21日の第四回評議員会で男子部の移転と茶臼原尋常小学校の設立が承認され、並行して石井院長は茶臼原付近の田畑等を多数購入し、茶臼原農村づくりの基盤整備にも取り組んでいた<sup>26)</sup>。そして、1910年当時の所有地は、屋敷地720坪、耕地(田畑)約61,200余坪、山林原野道路約230,000余坪に達していた<sup>26)</sup>。その後、1912(同45)年3月27日里預児を除く全院児の茶臼原孤児院への移転が完了し、岡山孤児院は、この時期から茶臼原

孤児院を中心とする茶臼原農村づくりと、大阪分院での都市部におけるスラム問題解決のためのセツルメント的事業の2つに収斂していくことになった<sup>26)</sup>。

さらに、1913（大正2）年2月11日石井院長は、男子職員や殖民地会と協議し、「茶臼原憲法」を制定し、茶臼原農村づくりの基本原則を定め、4月8日には殖民代表に、9日には主婦会に田畑の配分を通知した<sup>25)</sup>。また、12月8日には星島二郎の紹介で東京帝国大学農科大学を卒業した松本圭一が茶臼原孤児院を来訪し、病気療養中の石井院長と面談したが、翌1914（同3）年1月30日石井院長は永眠してしまったのであった<sup>25)</sup>。

そして、石井院長永眠後の岡山孤児院の経営（運営）を引き継いだのは大原孫三郎評議員で、同院の負債処理に始まり、石井院長が残した茶臼原農村づくりと大阪分院でのセツルメント的事業を、石井院長の遺志を尊重しつつ、両事業を現実的に具体化していくことになるのであった<sup>25)</sup>。

### 3) 全入院児の入院理由と長期入院児の入院年齢、出身都市町村

先のような状況の中で、149人の長期入院児は養育されていたが、なぜ帰郷できなかったかという親兄弟を含めた親族からの引取願が出ていなかったからであった。つまり、当時の岡山孤児院は、親等からの引取願を前提に、それを十分に吟味（調査等）して帰郷させていたが<sup>27)</sup>、故郷の家族が貧困で引取れないとか、入院当時すでに孤児の状態にあり引取先のない者は帰郷（退院）ができなかったのである。そこで、ここではその一端を入院理由の貧児、孤児などの区分との関係から確認してみると表9のようになる。表9右端は、全収容児829人の貧児、孤児他の内訳人数となるが、孤児の場合は福島県では65人中28人が長期在院児となり、宮城県では36人中19人が、岩手県では2人のうち1人が該当したため、40%台から50%台が長期在院児として養育が継続されていたことが確認できた。また、棄児の場合は全員が長期在院児で、貧児については福島県が231人中37人、宮城県が344人中47人、岩手県が38人中4人で、全体では613人中88人（14.4）で7人に1人が長期在院児であった。このため、東北三県凶作での岡山孤児院の貧孤児収容の歴史的役割の1つは、東北3県内の孤児や棄児を中心に、貧児という親のいる貧困家庭の東北児を長期的、継続的に養育していたことが数量的に確認できることである。

各県別の全入院児と1911年以後の在院児の入院理由

<表9>

	福島県		宮城県		岩手県		合計	
	全体	1911年以後	全体	1911年以後	全体	1911年以後	全体	1911年以後
貧児	231人	37人 (16.0)	344人	47人(13.7)	38人	4人 (10.5)	613人	88人 (14.4)
私生児	24人	2人 (8.3)	19人	5人(26.3)	8人	1人 (12.5)	51人	8人 (15.7)
孤児	65人	28人 (43.1)	36人	19人(52.8)	2人	1人 (50.0)	103人	48人 (46.6)
棄児	3人	3人(100.0)	0人	0人	1人	1人(100.0)	4人	4人(100.0)
不明	6人	1人 (16.7)	39人	0人	13人	0人	58人	1人 (1.7)
合計	329人	71人 (21.6)	438人	71人(16.2)	62人	7人 (11.3)	829人	149人 (18.0)

<注> 「1911年以後」の欄の(%)は、左側の「全体」の人数に対する「1911年以後」の人数の割合。

そして、この149人の個々の在院期間内の養護内容や退院後の職業などを含めて分析すれば、同院

の東北三県凶作での「歴史的役割」が確認でき、今回はその数量的な概要を後述することにし、ここでは、まず149人の東北児の入院年齢別と出身市町村別の人数についてまとめてみる。

入院年齢別の人数をまとめると表10のようになり、福島県では8歳の16人を頂点に、7歳15人、9歳10人で、かつ、5歳12人と少し増加し、最低年齢は4歳の6人で、最高年齢は11歳の2人と、学齢期を中心に学齢に達しない低年齢の者も3分1以上いた。宮城県も8歳14人を頂点に、7歳13人、9歳10人であったが、6歳11人、5歳9人と、学齢に達していない者が3分1近くいた。岩手県は5歳、7歳、8歳が各2人で、10歳が1人であった。このため、全体的には8歳32人を頂点に、7歳30人、9歳20人になったが、5歳児が23人いたため、学齢期に達しない者が3割を占め、低年齢児が長期在院児になる傾向が強かったことが分る。このような傾向を示す背景として考えられることは、前述したように孤児や棄児に加え故郷の親等が困窮状態にあり、年長児は労働力等として引き取れるが、年少児は高等小学校での教育が終了し一人前にならないと引き取りがなかなか困難な貧困家族が残ったためと推測できることである。

各県別の入院児の入院年齢 <表10>

年齢	福島	宮城	岩手	合計(%)
3歳				
4歳	6人	2人		8人 (5.4)
5歳	12人	9人	2人	23人(15.4)
6歳	8人	11人		19人(12.8)
7歳	15人	13人	2人	30人(20.1)
8歳	16人	14人	2人	32人(21.5)
9歳	10人	10人		20人(13.4)
10歳	2人	8人	1人	11人 (7.4)
11歳	2人	4人		6人 (4.0)
計	71人	71人	7人	149人

一方、長期在院児の出身郡市町村をみると表11のようになり、福島県は10郡内の37町村に分布していた。最も多い郡は、信夫郡18人で、相馬郡16人、安達郡12人と続いていた。また、町村別では、福島町の8人が最も多く、次が飯豊村5人、中村町4人、湯野村4人で、他は1人から3人であった。一方、宮城県も15郡内の32町村と1市に分布し、郡別分布で多かったのは、名取郡の15人、柴田郡と黒川郡の各10人で、市町村では岩沼町の14人が群を抜いて多かった。

その次は槻木町8人、白石町4人、富谷村4人と続いていた。岩手県は西磐井郡他3郡内の6町村に分布したが、先の3県の郡市町村分布状況から読み取れることは、岩沼町、槻木町、福島町を除いては、各県内の多くの郡市町村に1人から4人が散在していたことが確認できることで、これは、1906年5月までの収容時点での郡市町村分布の傾向を引継ぎつつ、いまだ多数の郡市町村に（孤児を除いても）困窮状態にある家族が点在していたことが確認でき、このような家族の貧困児への「長期的、継続的な救済（支援）」にも貢献していたことが理解できることである。

各県の郡市町村別の入院児数 <表11>

福島県	町村名	人数	宮城県	市町村名	人数
田村郡	三春町	2人		仙台市	1人
	5人				
相馬郡	要田村	1人	柴田郡	槻木町	8人
	高瀬村	2人	10人	船岡村	2人
	中村町	4人	名取郡	岩沼町	14人
	飯豊村	5人	15人	玉浦村	1人
	玉野村	1人	本吉郡	横山村	1人
	高平村	4人	4人	志津川町	1人
	石神村	1人		戸倉村	2人

	松ヶ江村	1人	加美郡	中新田町	3人
信夫郡 18人	福島町	8人	5人	色麻村	2人
	吉井田村	2人	刈田郡	白石町	4人
	中野村	1人	亘理郡	亘理町	1人
	松川村	1人	2人	坂元村	1人
	平野村	3人	黒川郡	宮床村	2人
	笹谷村	1人	10人	大衡村	2人
	庭塚村	1人		大谷村	1人
	水保村	1人		富谷村	4人
伊達郡 6人	湯野村	4人		吉岡町	1人
	桑折町	1人	遠田郡	元涌谷村	1人
	梁川町	1人	3人	涌谷町	2人
安達郡 12人	油井村	3人	伊具郡	耕野村	1人
	戸沢村	1人	2人	丸森町	1人
	小浜町	3人	宮城郡	岩切村	1人
	本宮町	1人	2人	広瀬村	1人
	新殿村	2人	栗原郡	尾松村	2人
	大田村	1人	8人	若柳町	3人
	二本松町	1人		有賀村	2人
				志婆姫村	1人
安積郡 5人	小原田村	1人	牡鹿郡	石巻村	1人
	郡山町	2人	登米郡	豊里村	1人
	大槻村	1人	玉造郡	岩出山町	1人
	山野井村	1人			
岩瀬郡	白江村	1人	志田郡	松山町	1人
耶麻郡 4人	堂島村	2人	2人	古川町	1人
	喜多方町	2人		計	71人
西白河郡 3人	白河町	1人	岩手県	町村名	人数
	大沢村	2人	西磐井郡	巖美村	1人
石城郡	平町	1人		一ノ関町	1人
			稗貫郡	根子村	1人
計	71人			二子村	1人
			膽澤郡	衣川村	1人
			上閉伊郡	遠野町	2人
				計	7人

#### 4) 在院期間、退院年齢と長期的支援の数量

在院期間と退院年齢の分析は、東北三県凶作における岡山孤児院の養護実践の歴史的役割の固有性を数量的に裏付ける最も確かなデータであり、まず在院期間からみていくと表12のようになる。福島県の場合は、在院期間13年に23人が集中し、全体の32.4%を占め、さらに10年間以上が51人（71.8）と、この人数から「長期的、継続的な救済（支援）」の数量的な動向が確認できる。また、5年間7人、6年間8人と在院期間5年前後にもう1つの小さな山があったことが分る。宮城県は、やはり在院期間13年間に17人（23.9）が集中し、次は6年間に14人（19.7）が分布して、この2つを頂点とする山があり、かつ10年間以上が合計40人（56.3）とやはり「長期的、継続的な救済（支援）」の数量的な動向が確認できる。

東北三県凶作貧孤児の在院期間 <表12>

	福島県	宮城県	岩手県	計
4年間	2人	0人	1人	3人 (2.0)
5年間	7人	8人	0人	15人(10.1)
6年間	8人	14人	0人	22人(14.8)
7年間	0人	4人	0人	4人 (2.7)
8年間	2人	5人	1人	8人 (5.4)
9年間	1人	0人	1人	2人 (1.3)
10年間	6人	2人	0人	8人 (5.4)
11年間	6人	1人	0人	7人 (4.7)
12年間	3人	9人	2人	14人 (9.4)
13年間	23人	17人	1人	41人(27.5)
14年間	7人	5人	1人	13人 (8.7)
15年間	3人	4人	0人	7人 (4.7)
16年間	1人	0人	0人	1人 (0.7)
17年間	0人	1人	0人	1人 (0.7)
20年以上	2人	1人	0人	3人 (2.0)
合計	71人	71人	7人	149人

岩手県も13年間前後と8年間前後に計6人が集中していたため、3県の合計は13年間に41人(27.5)を頂点とする大きな山があり、もう1つは6年間の22人(14.8)を頂点に小さな山を形成するという分布になっていたことが分る。このことから前者の13年間の頂点とした分布状況が、「長期的、継続的な救済(支援)」の数量的な特色であったことが確認できる。

一方、退院年齢別の人数をみると表13のようになり、福島県では21歳の13人(18.3)を頂点に、20歳11人、22歳6人と続き、最年長は29歳になっても在院していたことが分る。宮城県もやはり21歳の11人(15.5)を頂点としながらなだらかな起伏で減少していき、岩手県は19歳前後に集中していた。このため、3県全体でも21歳の24人(16.1)を頂点に、20歳に18人(12.1)、22歳に12人(8.1)と続き、17歳から22歳の間に85人(57.0)が集中していた。

各県別の退院児年齢 <表13>

年齢	福島県	宮城県	岩手県	合計(%)
10歳	3人	3人		6人 (4.0)
11歳	4人	1人		5人 (3.4)
12歳	2人	6人		8人 (5.4)
13歳	4人	2人	1人	7人 (4.7)
14歳	3人	4人		7人 (4.7)
15歳	4人	2人		6人 (4.0)
16歳	3人	6人	1人	10人 (6.7)
17歳	3人	5人	1人	9人 (6.0)
18歳	3人	8人		11人 (7.4)
19歳	5人	4人	2人	11人 (7.4)
20歳	11人	6人	1人	18人(12.1)
21歳	13人	11人		24人(16.1)
22歳	6人	6人		12人 (8.1)
23歳	4人	4人	1人	9人 (6.0)
24歳	1人	2人		3人 (2.0)
25歳				
26歳以上	2人	1人		3人 (2.0)
計	71人	71人	7人	149人

このため、実際の岡山孤児院の退院年齢の基準は17歳から22歳の間であったと理解できる。

以上のように、在院期間では13年間在院した者が最も多く、退院年齢では21歳が頂点に、それぞれ減少していくため、この周辺に岡山孤児院の養護実践の「長期的、継続的な救済(支援)」の数量的な基準としての特色が確認できることである。この事実をさらに明確化するため、在院期間と退院年齢との関係をみていくことにする。特にここでは、福島県、宮城県、岩手県の在院期間と退院年齢の合計人数との関係

在院期間と年齢の関係

<表14>

	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	26歳以上	不明	合計
4年間	5人	1人	3人	2人	3人	1人												3人
5年間	1人	2人	4人	1人	3人	2人	3人	1人	2人									15人
6年間		2人	1人	4人	1人	1人	2人	1人	2人									22人
7年間						2人	2人	2人	2人									4人
8年間								1人	2人			1人						8人
9年間							3人	2人	2人	1人	1人	1人						2人
10年間								1人	1人	3人	2人	2人						8人
11年間								1人		3人	2人	17人	1人	3人				7人
12年間										2人	8人	3人	6人	2人	3人			14人
13年間										2人	4人	1人	1人	2人				41人
14年間													3人	1人				13人
15年間													1人	1人				7人
16年間																		1人
17年間																		1人
18年間																		
19年間																		
20年間以上																3人		3人
合計	6人	5人	8人	7人	7人	6人	10人	9人	11人	11人	17人	25人	12人	9人	3人	3人		149人

でまとめると表14のようになる。この表をみると、やはり在院期間が13年間で退院年齢が21歳のところを頂点に左右前後にすそ野を拡げながら減少していく大きな山が形成されていることが確認できる。その幅は、横（在院期間）が9年間から17年間、縦（退院年齢）が15歳から24歳という量的な拡がりを持っていたことが分る。また、6年間と13歳を頂点に小さな山が隣接していたが、20年間以上、26歳以上在院する者が3人いたことも注目でき、同院の養護実践の「長期的、継続的な救済（支援）」の量的な厚みを明確に示していたことが分る。そこで次に、このような「量的な厚み」の内容の一端を確認するため、退院後の進路（退院事由）についてみていくことにする。

### 5) 退院事由と大正期の岡山孤児院

この退院事由は、個々の院児の退院後の進路を示すものであるため、岡山孤児院の養護実践が個々の東北児の人格的、社会的成長と発達に作用した、ある種の成果が凝縮または反映されていたと理解できる。それ故に東北三県凶作での個々の貧孤児への「長期的、継続的な救済（支援）」の「社会福祉の固有性」の内容を凝縮した、ある段階での結果が確認でき、災害救済（支援）史研究における「社会福祉の固有性」という歴史的役割を垣間見ることが可能になると認識する。

そこで、表1の退院事由の内容をまとめると表15のようになった。福島県で最も多かった退院事由は、親元（兄弟）への帰郷児30人（42.3）で、次が徴兵検査終了の15人（21.2）、農場学校卒業の14人（19.7）と続いた。このうち農場学校卒業は、1915（大正4）年2月から始まり4月に茶臼孤児院内に開設された農場学校の卒業生のこと<sup>28)</sup>、徴兵検査終了は20歳に達した全ての男子は徴兵検査を受けることが義務付けられ<sup>29)</sup>、岡山孤児院の院児も例外なく検査を受けており、この検査終了を退院の基準とした者がここに含まれていた。そして、この3つの退院事由が83.1%を占め、この時期の三大退院基準になっていたことが分る。

また、結婚4人（5.6）は近隣の農家や茶臼原農村づくりの一環で殖民として独立した出身者（旧院児）と結婚した女児であった<sup>30)</sup>。殖民独立2人（2.8）は先の殖民として独立した出身者で、その他に1926（同15）年8月の岡山孤児院解散後も2人（2.8）が在院し、解散後の業務を引継いだ石井記念協会で養育された者であったとみる<sup>31)</sup>。なお、入営1人は徴兵検査後に軍隊に入営した時に退院とした者で、徴兵検査終了に加えた。そして、永眠は1人（1.4）と非常に少なかった。

各県の退院事由別の人数 <表15>

	福島県	宮城県	岩手県	計
農場学校卒業	14人	7人	2人	23人(15.4)
徴兵検査終了	15人	10人	0人	25人(16.8)
親元への帰郷児	30人	38人	2人	70人(47.0)
結婚	4人	12人	2人	18人(12.1)
殖民独立	2人	1人	1人	4人(2.7)
就職独立	1人	2人	0人	3人(2.0)
放逐	0人	1人	0人	1人(0.7)
在院中	2人	1人	0人	3人(2.0)
永眠	1人	0人	0人	1人(0.7)
未確認	1人	0人	0人	1人(0.7)
合計	71人	71人	7人	149人

宮城県も、親元（兄弟）への帰郷児が38人（53.5）と最も多く、次が結婚12人（16.9）、徴兵検査終了10人（14.1）、農場学校卒業7人（9.9）と続き、この4つが主要な退院事由であった。就職独立2人は就職先が決定しての退院で、殖民独立と在院中の各1人は先に記した理由であるが、放逐1人は本人の素行が非常に悪く、岡山孤児院から追放された者であった<sup>32)</sup>。

た<sup>32)</sup>。

岩手県の場合は、農場学校卒業、結婚、親元（兄弟）への帰郷児が各2人で、殖民独立が1人であったため、3県全体では親元（兄弟）への帰郷児が70人（47.0）と半数近を占め最も多かった。次に多かったのは徴兵検査終了25人（16.8）、農場学校卒業23人（15.4）、結婚18人（12.1）と続き、この4つが四大退院事由であったことが確認できる。この他に、殖民独立4人（2.7）、就職独立3人（2.0）、在院中3人と続いていたことが確認できた。

そして、これらの退院事由は、大正期の茶臼原孤児院の進展の中で発生してきたと言え、先の四大退院事由を中心とする年別の推移をまとめると表16ようになる。つまり、親元（兄弟等）への帰郷は、1912年に29人（41.4）と多かったが、これは同年の1月8日と4月24日に親元への帰郷（退院）希望調査に基く、東北児の集団帰郷が実施されたための増加で<sup>33)</sup>、その後は親等からの引取願などによって1923年までは毎年のように帰郷が続いていたことが分る。このため、親元（兄弟等）への帰郷児は、在院期間が6年間を中心に15年間程度在院して帰郷したことが確認できる。そして、ここで注目したいのは、東北三県凶作で甚大な被災を受けた貧困家族が回復するまで岡山孤児院が長期間養育し、かつ、家族の引取希望があるまで、彼らの子どもを「長期間、継続的に救済（支援）」してきた事実である。いや、この「長期間、継続的な救済（支援）」を通して東北児が成長し、すでに13歳から20歳程度の一人前の働きが可能な年齢に達した時点で帰郷していたことに注目する必要がある。つまり、この東北児たちは、岡山孤児院での長期間の養護実践を通して、帰郷後の家族にとって重要な労働力となるまでに成長してからの帰郷であったため、親元の貧困を克服する一翼を担えたと仮定できることである。そして、この「仮定」の内実こそが岡山孤児院の災害救済（支援）における歴史的役割の固有性の1つを立証する要因になると判断できることである。

また、2番目と3番目に多かった徴兵検査終了後と農場学校卒業は、1919年から1921年の間に集中しているが、これは1919年7月4日の茶臼原孤児院での主任者会で、①男子は農場学校卒業時を退院とし、②同校に入学しない者（農業見習生）は徴兵検査終了後を退院とし、③満20歳以上で「病弱若クハ低能ノ為メ退院」できない者は特別児として編入すること、さらに、④女子は結婚時を以て退院とすることを確認し、大庭猛新理事に承認を求めたため<sup>34)</sup>、その後この①から④が退院基準として明確になり、このため、いずれも在院期間が13年間から15年間に達した者が、その対象になったためであった。さらに、結婚については、1918年から1921年に3人から4人存在したのも先の「退院基準」



年度別の退院事由別の人数

<表16>

	親元へ	農場学校	徴兵検査	結婚	その他	合計
1911 (明治44) 年	8人				1人	9人
1912 (明45大元) 年	29人					29人
1913 (大正2) 年	6人				1人	7人
1914 (大正3) 年	2人			1人		3人
1915 (大正4) 年	3人			2人	1人	6人
1916 (大正5) 年	3人			1人	1人	5人
1917 (大正6) 年	6人	1人				7人
1918 (大正7) 年	6人			4人	4人	14人
1919 (大正8) 年	1人	13人	21人	4人		39人
1920 (大正9) 年	3人	5人	3人	3人	2人	16人
1921 (大正10) 年	2人	4人	1人	3人		10人
1922 (大正11) 年						
1923 (大正12) 年	1人					1人
1924 (大正13) 年						
1925 (大正14) 年						
1926 (大正15) 年以上					3人	3人
合計	70人	23人	25人	18人	13人	149人

と関係し、やはり12年間から15年間の在院者が多かった。この他、表15をみると殖民として独立した者が4人いたが、彼らも12年間から14年間在院していた。また、在院中の3人は③として1926年8月の岡山孤児院解散後も在院中の者で、いずれも20年間以上の養育を受けていたことが確認できた。つまり、大正期後半は、東北三県凶作で収容された東北児が、12年間程度の養育を経て20歳前後になり、社会人としての独立が具体化する時期に達していたためであった。

そして、このような退院事由は、いずれも数量的に「長期的、継続的な救済（支援）」の結果であったことは明白だが、ここでもう1つ注目したいのは、農場学校卒業他の先の退院事由が、同院の養護実践の到達点を裏付ける事実にもなることで、それ故に彼らへの「養護実践と自立過程の内容」を分析すれば、岡山孤児院の東北三県凶作での災害救済（支援）における歴史的役割の固有性の内容が検証でき、この内容が災害救済（支援）史研究における慈善事業（社会福祉）の固有性（歴史的役割）を最も明確に裏付ける事例になると想定できることである。また、この「固有性（歴史的役割）」の内容は、同院の養護実践の到達点とその質的内容を意味し、それ故に社会福祉史研究における災害救済（支援）史や福祉実践史の到達点を理解することにも通じるのである。

ただし、その「固有性の内容」に関する分析は今後の課題とし、ここでは徴兵検査終了、農場学校卒業、結婚、殖民独立、在院中という退院事由が生じる前提条件を確認してみる。つまり、大正期の茶臼原孤児院を中心とする茶臼原農村づくりの展開過程の概略から、先の退院事由が発生する経過と今後の検討課題を具体的に提案してみることにする。

まず、先の「前提条件」を最も簡便に示す資料から紹介すると、茶臼原孤児院の院児他の人数的な推移で、それをまとめると表17と表18のようになる<sup>35)</sup>。

これをみると茶臼原孤児院は、1912年末には各家庭舎の院児182人、農業見習生207人の計389人で、年長院児の農業見習生が半数以上を占め、その後は年々院児数が減少する一方であった。これは、在院児が茶臼原尋常小学校を卒業し、農業見習生に移行して行ったためで、その農業見習生数も1915（同4）年4月に開校する農場学校によって減少するが、同校の生徒数を加えると1918（同7）年末

1912年から1926年の岡山孤児院の各部門別他の院児数

<表17>

	茶臼原孤児院										大阪分院				
	里子	家庭		小学	見習		農場		計		保育	夜学	見習	計	合計
1912年末	89人	182人		(人)	207人		一人		389人		30人	120人	19人	169人	647人
1913年末	96	164		( )	186		—		350		31	120	7	158	608
1914年末	89	130		( )	202		—		332		25	135	7	167	588
1915年末	79	140		( )	193		13		346		—	156	4	160	585
1916年末	68	127		( )	184		32		343		—	138	—	138	549
1917年末	53	122		( )	184		43		349		—	166	—	166	568
1918年末	42	121		( )	150		55		326		—	164	—	164	532

  

	茶臼原孤児院										合計	宮崎県下殖民出身者戸数					
	里子	家庭	里他	自救	小学	見習	興農	農普	農学	計		茶臼	樫野	柳井	其他	計	縁付
1919年末	45人	99人	5人	2人	(73人)	78人	一人	(20人)	38人	222人	267人	15戸	6戸	2戸	11戸	34戸	23人
1920年末	23	114	3	2	(74)	32	20	(34)	32	203	226	15	8	8	11	42	21
1921年末	21	105	7	—	(61)	13	12	(38)	14	151	172	16	8	8	14	46	21
1922年末	16	76	4	—	(50)	45	14	(17)		139	155	16	10	8	15	49	25
1923年末	13	74	4	—	(41)	39	9	(補習28人)		126	139	17	15	7	22	61	26
1924年末	8	55	8	—	(33)	57	4	(同 17)		124	132	18	12	6	23	59	25
1925年末		36	10	3	(28)	65		(—)		114		17	12	6	23	58	24
1926年		36	10	4	(25)	64		(—)		114		18	9	6	23	56	24

<注> 岡山は岡山本部(事務所)、里子は里預児、家庭は家庭舎、里他里預児他、小学は小学校、自救は自宅救助、見習は農業見習生、興農は興農部生、農普は農場学校普通科、農学は農場学校農学科、補修は補習教育、茶臼は茶臼原殖民、樫野は樫野農場、柳井は柳井迫農場、縁付は宮崎県下で結婚した者の略。小学と農普の人数は家庭舎の内訳のためカッコとした。また、1921年末の数字は資料に誤差があった。  
 (財団法人岡山孤児院『明治四十五年大正元年度岡山孤児院年報』、同『大正二年度同』、同『大正三年度年報』、同『大正四年度年報』、同『大正五年度年報』、同『大正六年度年報』、同『大正七年度年報』、同『大正八年度年報』、同『大正九年度年報』、同『大正十年度年報』、同『大正十一年度年報』、同『大正十二年度年報』、同『大正十三年度年報』、同『大正十四年度年報』、同『大正十五年度年報』、茶臼原孤児院『大正十二年度孤児各種統計表』より作成)

殖民数の推移 <表18>

	戸数	計
1910年末	12戸	43人
1911年末	12戸	48人
1912年末	15戸	61人
1913年末	20戸	87人
1914年末	21戸	91人
1915年末	19戸	92人
1916年末	19戸	97人
1917年末		
1918年末	17戸	94人

(表17と同様)

までは200人台を維持していたことが分る。ただし、全体的には1918年までに63人が退院して減少していたが、この63人中39人(61.9)は先の東北児で、親元(兄弟等)への帰郷、結婚などによる退院が含まれていた。

そして、農場学校の生徒が年々増加し、1918年末には55人に達し、その前年の1917(同6)年4月1日には農場学校の第1回卒業式が実施され、12人が卒業した。このうち6人は同校の農夫兼助手となるが、この時期になると先の卒業生が殖民として独立

するための農地が必要になっていた。そこで、翌1918年1月17日に三納村樫野に農場学校第一練習農場を開設し、先の卒業生4人が新殖民として移住した。また、4月29日には本山山を売却し、柳井迫に本山農場を設置することにし、いずれも農場学校の卒業生が新殖民となるための農地の確保であった。

一方、この間すでに農業見習生などから殖民になった者は表18のように1910年末の12戸(43人)から増加し、1914年末が21戸(91人)となるが、1918年末は17戸(94人)に減っていた。この中でも、農場学校を卒業して退院した東北児、農業見習生から殖民となった東北児、殖民と結婚した東北児が含まれていた。

そして、石井院長永眠後は、大原理事が事業を引き継ぎ、前述したように石井院長が目指す茶臼原農村づくりの中核に農場学校を位置付け、さらに農場学校の卒業生等が殖民となる1918年頃になると農地不足が発生し、新たな樫野及び柳井迫に農地を求めて、新殖民として独立していくことになった。

ただし、1919(大正8)年1月23日の第十七回評議員会で大原理事が退任し、岡山孤児院出身の

実業家の大庭猛が新理事に就任することになるが、この時期から、農業見習生が半減し、農場学校の卒業生から殖民として独立する者が徐々に増加した。この背景にあったのが、この時期には岡山孤児院の財政を支える寄付財源や自主財源が慢性的に不足し、今後の財源確保の見通しが十分に立たないため、在院児の退院を促進する必要性があったことである。つまり、農業見習生や農場学校卒業生などは退院させても、大きな問題にならないため、前述した1919年7月4日の主任者会で、①農場学校卒業生、②徴兵検査終了後の見習生、④結婚した女子は退院とするという基準を設けて退院を促進したのであった<sup>34)</sup>。その結果7月31日に83人が退院となり、この時に東北児も①が13人、②が21人、④が4人の計39人(47.0)が含まれ<sup>36)</sup>、その後も退院児が1923年まで続いていた。

また、表16の農場学校卒業生の23人の中には殖民として独立した者もあり、このため全体的には、殖民戸数は表17下段右側のように、茶臼原孤児院付近の殖民数(茶臼原殖民)が1919年末の15戸から少し増加し、岡山孤児院が解散する1926年には18戸に、また、樫野農場(樫野第一殖民地)は6戸から1923(同12)年末に15戸まで増加したが、1926年は9戸に、柳井迫農場(柳井迫第二殖民地)は2戸から1920(同9)年末には8戸に増加したが、1926年には6戸に減少していた。その他宮崎県下で殖民として独立した者も1919年末の11戸から1926年には23戸に増加していたため、全体では1919年末の34戸から1923年には61戸に達し、1926年の解散時も56戸になっていた。さらに、近隣の農家などに結婚他で家庭を持った者も26人前後いた。

ただし、農場学校は、1921(同10)年5月17日に松本圭一校長が国際労働会議に出席するため、スイスのジュネーブに出発したことから、1922(同11)年で閉校となり、同年から農業見習生が増加することになる。また、1926年の樫野第一殖民地などの殖民が減少したのは、1923年1月の帰国後に農場学校を退職した前校長松本圭一が、殖民6戸他とブラジルに移住したためであった。

このように、農場学校の卒業生や農業見習生などから退院して殖民として独立し、農業を営みながら家庭を持った者が最大で61戸前後に達していたことが分る。この中に東北児が含まれ、茶臼原孤児院を中心とする茶臼原殖民地、樫野第一殖民地、柳井迫第二殖民地を加えた茶臼原農村づくりの形成過程の一翼を担っていたことも理解できることである。特に、1915年以降の茶臼原農村づくりの中核は、農場学校の卒業生であり、近代的な農業に関する知識や技術を身に付けた新たな殖民として茶臼原農村づくりに加わったとみられ、その意味でこのような新しい殖民を送り出す農場学校の役割は重要であったと言える。また、この農場学校から殖民へと移行する養護実践システムの完成によって、岡山孤児院の養護実践は、乳幼児期の里預制に始まり、学齢期の家族制度での生活と小学校での教育、そして、農業見習生から農場学校で農業教育を受けて殖民として独立し、結婚して家庭を持つという、院児のライフステージの各時期に対する養護実践システムが具現化したことが確認できる。

さらに、この養護実践システムの中で養育された東北児の中には、農場学校を卒業して殖民として農業で独立し、結婚して家族を持った者、農業見習生から殖民として独立し家族を持った者、殖民などと結婚して家族を持った者が複数確認でき、これらの事例を分析することで、東北三県凶作という災害における、岡山孤児院の養護実践が果たした歴史的役割の固有性が具体的に検証できることになる。しかも、現在も「茶臼原農村」は個別に残っており、その歴史的役割の固有性が、三代先、四代先の家族の形成と営みとして裏付けられることになる。

このため、今後はこのような東北児の事例を系統的に分析し、検証していくことが課題となる。

## おわりに

本研究は、濃尾大震災と東北三県凶作という2つの災害において、多数の貧孤児を収容した岡山孤児院の活動内容の歴史的役割を解明することが目的であるが、本稿はその最初の試みとして、まず両災害で実際に同院に収容された貧孤児を確定し、彼らの入院年齢や在院期間などの数量的な特色から、同院の貧孤児収容活動の歴史的役割の概要を確認することにした。さらに、本研究の解明のポイントは、先の2つの災害後に同院に収容された個々の院児の自立自活までの養護実践の内容を裏付けることであると認識、この内容が裏付けられれば災害救済（支援）史研究における慈善事業（社会福祉）の固有性としての歴史的役割（意義）が確認できると判断した。

そして、社会福祉史研究の立場から災害救済（支援）史研究をみると、社会福祉が成立するルーツの1つは、各種の大災害での窮民の救済であったといえることである。その救済内容を大別すると、短期的なもので終了してしまう個別の救済と、長期的、継続的な個別の救済があり、岡山孤児院の2つの災害における貧孤児の収容活動は後者に該当する。この後者の救済の方法と内容は、入院児の教育や実業を含めた全生活を支援し、その期間が長期的、継続的であるため、彼らの現在だけでなく未来の人生をも支援する活動になっており、それ故に、後者の活動は社会福祉という領域の持つ特質を最も有効に生かした実践であり、他の領域では体現できない固有のものであったと理解できる。その意味で、岡山孤児院の、濃尾大震災や東北三県凶作での個々の貧孤児への「長期的、継続的な救済（支援）」としての、養護実践と自立過程の内容を分析すれば、災害救済（支援）史研究における社会福祉という実践の歴史的役割の固有性を検証しうる事例になると理解した。

そこで本稿では、個々の震災孤児と東北児の基本データを使って、①個々の入院児が災害の被災地の中のどの市町村から収容され、その年齢は何歳から何歳までで、②その後岡山孤児院に何年間在院して養護されて、何歳で退院し、③退院後どのような職業に付いたのかの数量的な内容とその特色を明らかにし、災害救済（支援）史研究における慈善事業（社会福祉）の固有性としての歴史的役割を裏付ける第一歩とした。

まず、濃尾大震災での震災孤児に関する分析結果を要約すると、岡山孤児院に収容した震災孤児の「長期的、継続的な救済（支援）」の数量的な内容は、在院期間と退院年齢および退院事由との関係で見極められ、震災孤児は大きく①退院後の就職者、②親戚（親元）への帰郷児、③永眠児に分かれた。また、その特色を見ると、③永眠児は入院年齢が10歳で、在院期間が1年間までの者を頂点に減少し、前者は6歳から12歳の間、後者は1年以内から3年間までに24人（72.7）が集中していたことから、やはり入院後早い時期に死亡したため、低年齢の在院期間が短い者が集中していたことを確認した。

①就職者は、退院年齢が21歳で在院期間が11年間を頂点に、前者は18歳から21歳の間、後者は7年間から12年間の間に半数近くの23人（47.9）が集り、そのすそ野は12歳から25歳と5年間から16年間の間に広がっていたが、この数量的な範囲が、今回の濃尾大震災における岡山孤児院が果たした「長期的、継続的な救済（支援）」の対象範囲であったと確認できる。それ故先の数量的な範囲が、災害救済（支援）史研究における岡山孤児院の養護実践の歴史的役割としての「社会福祉の固有性」が最も反映されてた事例になると判断した。そして、②帰郷児は、人数が少ないため分布状況が見えにくいですが、年齢的には9歳から17歳で、在院期間は3年間から10年間の間に散在しているため、短期的な支

援の者を含め、濃尾大震災での災害救済（支援）に一定の役割を果たしたことが確認でき、こちらも「社会福祉の固有性」を反映していた事例になると理解できた。

このため、今後は、先の①就職者を中心に、②帰郷児を加えた震災孤児の個別事例から、彼らに対する岡山孤児院での養護実践の内容と自立過程に関する検証に取り組むための資料収集に着手し、具体的な事例を一例でも多くまとめ、その内容分析を実施することが今後の課題になると理解した。

一方、東北三県凶作での岡山孤児院の収容活動では、825（829）人の貧孤児を収容するという大規模なもので、1年か2年の短期間での帰郷児が多かったため、1911年以降も在院した東北児に絞って分析した。その結果を要約すると、岡山孤児院に収容した東北児の「長期的、継続的な救済（支援）」の数量的な内容は、震災孤児と同様に、在院期間と退院年齢および退院事由との関係で見極められ、退院事由の特色を見ると、大きく①親元（兄弟）への帰郷が70人（47.0）と半数近を占め最も多かった。次に多かったのは②徴兵検査終了25人（16.8）、③農場学校卒業23人（15.4）、④結婚18人（12.1）と続き、この4つが四大退院事由であったことが確認できた。この他に、⑤殖民独立4人（2.7）、⑥就職独立3人（2.0）、⑦在院中3人と続いていたことが確認できた。そして、これらの退院事由は、大正期の茶臼原孤児院の進展の中で発生してきたと言え、先の四大退院事由を中心とする年別の推移をみると、親元（兄弟等）への帰郷は1912年に29人（41.4）と多かったが、これは同年の1月8日と4月26日に親元への帰郷（退院）希望調査に基く、東北児の集団帰郷が実施されたための増加で、その後親等からの引取願などによって1923年までは毎年のように帰郷が続いていたことが分った。このため、①親元（兄弟等）への帰郷児は、在院期間が6年間を中心に15年間程度在院して帰郷した郷たことが確認できた。そして、ここで注目したいのは、東北三県凶作で甚大な被災を受けた貧困家族が回復するまで長期間養育し、かつ、家族の引取希望があるまで、彼らの子どもを「長期間、継続的に救済（支援）」してきた事実であり、この事実こそが岡山孤児院の災害救済（支援）における歴史的な役割としての固有性の1つであると理解できたことである。

また、2番目と3番目に多かった②徴兵検査終了後と③農場学校卒業は、1919年から1921年の間に集中しているが、これは1919年7月4日の茶臼原孤児院での主任者会で、㉠男子は農場学校卒業時を退院とし、㉡同校に入学しない者（農業見習生）は徴兵検査終了後を退院とし、㉢満20歳以上で「病弱若クハ低能ノ為メ退院」できない者は特別児として編入すること。さらに、㉣女子は結婚時を以て退院とすることを確認し、その後この㉠から㉣が退院基準として明確になり、このため、先の②と③が該当し、いずれも在院期間が13年間から15年間に達していた。また、④結婚については、1918年から1921年に3人から4人いたのも先の基準と関係し、やはり12年間から15年間の在院となる者が多かった。この他、⑤殖民として独立した者が4人いて、彼らも12年間から14年間在院し、1926年8月の岡山孤児院解散後も3人が⑥在院中で、これ㉤ウに該当しいずれも20年間以上の養育を受けていたことが確認できた。つまり、東北三県凶作で収容された東北児が、12年間の養育を経て20歳前後になり、社会人としての独立が具体化する時期に達していたためであった。

このように、いずれも数量的に「長期的、継続的な救済（支援）」であったことが確認できた、さらに、この事実が同院の養護実践の到達点を裏付けるものであり、それ故に彼らへの「養護実践と自立過程の内容」を分析すれば、岡山孤児院の東北三県凶作という災害救済（支援）における歴史的役割の固有性の内容が検証できると理解した。

ただし、その「固有性の内容」に関する分析は今後の課題になるが、そのポイントとなる①帰郷児、②徴兵検査終了、③農場学校卒業、④結婚、⑤殖民独立、⑥在院中という退院事由は、大正期の茶臼原孤児院を中心とする茶臼原農村づくりの展開過程の中で具体化したこと。さらに、先の個別事例の分析にあたっては、岡山孤児院の養護実践が、乳幼児期の養育のための里預制に始まり、学齢期の家族制度での生活と小学校での教育、そして、農業見習生から農場学校での農業教育を通して殖民として独立し、結婚して家庭を持つという、院児のライフステージの各時期に対する養護実践システムの完成をも意味していたことを踏まえる必要があることである。

特に、大正期の農場学校から殖民へと移行する養護実践システムの中で養育された東北児の中には、農場学校を卒業して殖民として農業で独立し結婚して家族を持った者、農業見習生から殖民として独立し家族を持った者、殖民などと結婚して家族を持った者が複数確認でき、今後これらの東北児の個別事例を分析すれば岡山孤児院の東北三県凶作という災害救済（支援）における歴史的役割の固有性の内容が最も具体的に検証でき、しかも「茶臼原農村」は現在も個別に残っており、その歴史的役割の固有性が、三代先、四代先の家族の形成と営みとしてまで裏付けられる可能性も内包されていることをである。

#### <註>

- 1) 筆者がまとめた、岡山孤児院の濃尾大震災と東北三県凶作での貧孤児収容活動他に関する論文は次のようになる。
  - ① 「濃尾震災と貧孤児救済活動に関する研究Ⅰ」『東北社会福祉研究』第14号、1983年7月、24頁～31頁。鈴木幸雄との共著。
  - ② 「濃尾震災での救済と岡山孤児院の運営体制」『キリスト教社会問題研究』第48号、1999年12月、47頁～101頁。
  - ③ 「東北三県凶作と岡山孤児院の貧孤児救済に関する研究－貧孤児救済年表と収容児童の実態－」『東北社会福祉史研究』第3号、1980年11月、1頁～46頁。
  - ④ 「東北三県凶作と岡山孤児院の貧孤児救済に関する研究Ⅱ」『東北社会福祉史研究』第4号、1981年12月、12頁～57頁。
  - ⑤ 「東北三県凶作と岡山孤児院の貧孤児救済に関する研究Ⅲ」『東北社会福祉研究』第13号、1982年10月、14頁～24頁。
  - ⑥ 「東北三県凶作と岡山孤児院の貧孤児救済に関する研究Ⅳ－第二回から第六回貧孤児送院の経過と実態－」『東北社会福祉史研究』第5号、1983年6月、1頁～96頁。
  - ⑦ 「東北三県凶作における救済施設等の収容活動に関する研究－貧孤児収容後の岡山孤児院と仙台育児院（仙台基督教教育児院）の経過と実態－」『東北社会福祉史研究』第7号、1986年1月、1頁～86頁。大坂譲治との共著。
  - ⑧ 「東北三県凶作における救済施設等の収容活動に関する研究Ⅲ－宮城県内での収容活動の経過と内容－」『東北社会福祉史研究』第9号、1989年4月、5頁～79頁。
- 2) 以下が、濃尾大震災と東北三県凶作での貧孤児収容活動後の動向をまとめた、筆者の主な論文である。
  - ① 「明治20年代後半の岡山孤児院の財政の実態と実践の動向－実業部の拡大と濃尾震災での孤児救済の影響－」『東北介護福祉研究』創刊号、1998年3月、58頁～76頁。
  - ② 「明治20年代後半の岡山孤児院の運営体制と茶臼原移住（1）」『共栄学園短期大学研究紀要』第16号、2000年3月、195頁～219頁。

- ③ 「東北三県凶作貧孤児収容後の岡山孤児院の運営体制－1,200人規模の施設をどう運営したか－」『東北社会福祉史研究』第18号、1999年10月、1頁～64頁。
- 3) 拙筆「茶臼原農村づくりと農場学校の概要」『石井十次資料館研究紀要』第11号、2010年8月、267頁。
- 4) 名古屋市防災会議地震対策専門委員会編『濃尾地震文献目録』の「岐阜県震災被害一覧表」、1978年6月、96頁。
- 5) 『明治四十年三月調 府縣別院児名簿畿内以東之部 岡山孤児院』。『保存材料 震災孤児院戸籍簿』。1)の②論文の66頁。
- 6) 岐阜県編『岐阜県震災誌草案』の「孤児貧児救済ノ事」、「篤志者義捐金品ノ事」。
- 7) 1)の②の67頁、68頁、79頁。なお、79頁の11行目と15行目の「御殿場町」は誤記で、「横浜市」に訂正する(石田祐安編『岡山孤児院』1895年3月、172頁)。
- 8) 1)の②の90頁、91頁。
- 9) 拙筆「創立期の岡山孤児院の運営体制と養護－研究の目的と運営組織および職員の実態－」『共栄児童福祉研究』第6号、1999年3月、88頁。
- 10) 『岐阜日日新聞』、1891年11月11日付。
- 岡山孤児院の篤志 岡山孤児院は有志者の設立に係り現に孤児養育中のもの百二十餘名あるよしなるが今回縣下のしんさいを聞き孤児の養育すべきものなきもの三百名を限り伴ひ歸へりて養育せんとて社員小橋勝之助小野田鐵彌の兩氏來縣し当市大垣町の兩所に事務所を置き孤児の取調中なるが這回募集すべきは凡そ三種にして第一は父母を失ひ他に養育すべき親族なきもの第二は父若しくは母存するも不具となりて養育し能はざるもの第三父母共に存するも不具の爲め養育し能はざるもの等にて第一種に属するものは残らず第二第三種はその幾分なりと猶ほ該孤児院の成立を聞くに総て實業的教育を主とするものにして二十歳以上に至るまでは該院に於て飽まで管督し二十歳以上にして独立の見込あるに至る時は獨立して各自に營業せしむる組織なりと
- 11) 『岐阜縣下震災景況』の「縣下重ナル市町村災害一覧表」、1891年11月19日。
- 12) 4)の「愛知県地震被害一覧表」、97頁。
- 13) 9)の100頁から103頁。
- 14) 拙筆「明治40年代前半の岡山孤児院の運営体制と三部制の成立(1)」『共栄学園短期大学研究紀要』第17号、2001年3月、166頁、182頁、183頁。
- 15) 1)の②の53頁、57頁、84頁、85頁。
- 16) 拙筆「明治20年代後半の岡山孤児院の運営体制と茶臼原移住(1)」『共栄学園短期大学研究紀要』第16号、2000年3月、201頁から203頁。
- 17) 拙筆「明治20年代後半の岡山孤児院の運営体制と茶臼原移住(2)」『東北介護福祉研究』第3号、2000年3月、91頁、92頁。
- 18) 1)の②の53頁。
- 19) 拙筆「明治30年代前半の岡山孤児院の運営体制と寄付募集組織の強化(1)」『共栄児童福祉研究』第7号、2000年3月、79頁。
- 20) 石田祐安編『岡山孤児院』、岡山孤児院書店、1895年3月、41頁。石井十次述『岡山孤児院』、1899年4月、7頁。
- 21) 「時局に対する本院の覚悟」『岡山孤児院新報』第99号、1905年1月15日付、1頁。1)の③、⑧を参照した。
- 22) 1)の⑤、⑥を参照しまとめた。
- 23) 2)の③の2頁、20頁。
- 24) 1)の③の19頁から41頁。
- 25) 以下102頁28行までは、3)の266頁から269頁を参照した。
- 26) 拙筆「岡山孤児院の『茶臼原農村』づくりにおける物的環境条件の整備過程－1905年から1917年頃まで

- の茶臼原孤児院の動きを中心にー」『石井十次資料館研究紀要』第12号、2011年8月、6頁、7頁。
- 27) 1916年当時の親族への院児（里預児）の引き取りに際して、親族が院児を引き取っても生活上に問題がないとする「村長証明書」などの提出を求めている例が確認できる（拙筆「1914年から1916年の岡山孤児院の里預制の活動実態と『情合関係』の形成過程ー130事例の内容分析を通してー」『岡山孤児院におけるネットワーク形成と自立支援に関する総合的研究』、2010年3月、155頁、166頁）。
  - 28) 3) の271頁。
  - 29) 徴兵検査は、1889年に男子に対しての国民皆兵が義務付けられたため、満20歳で全ての男子が受けることになった。
  - 30) 岡山孤児院『退院原簿』の各退院児の「退院事由」を参照した。
  - 31) 拙筆「石井記念協会での養護実践と財政概要ー岡山孤児院解散後を引き継いだ組織と活動ー」『石井十次資料館研究紀要』第4号、2003年4月、5頁から7頁。
  - 32) 素行の悪い年長児には、「放逐」という岡山孤児院との関係を一切断つという処置があった。
  - 33) 『明治四十五年大正元年度岡山孤児院年報』の「大正元年中岡山事務所日誌」の1月8日、「明治四拾五年大正元年茶臼原孤児院日誌」の4月22日。
  - 34) 拙筆「大正期の岡山孤児院の運営体制と大庭理事時代（1）」『東北社会福祉史研究』第20号、2002年6月、57頁から59頁。
  - 35) 以下註を除き、111頁20行までは3) の272頁から276頁と34) を参照してまとめた。
  - 36) 30) の「大正八年度」。



## The Historic Role in Housing for Poor Orphans of Okayama Orphanage in Two Calamities

KIKUCHI Yoshiaki

This study tries to show a historic role in housing for many poor orphans in Okayama Orphanage in Great Nobi Earthquake of October 1891 and the famine of three Tohoku prefectures of 1908. This paper checks quantitative features including the length of orphan stays in the orphanage and their age to leave there and get a job, and it examines the historic role of Okayama Orphanage's disaster relief. After analyzing how long 115 accommodated orphans had been in the orphanage in the Great Nobi Earthquake, it is clear that the 23 orphans left there to work. Among them, the largest number of them had stayed there for 11 years, leaving at the age of 21, and had gotten the "long-term and ongoing relief (assistance)" of the orphanage.

On the other hand, the paper analyzes the duration of 149 orphan stays in the orphanage since January 1911 because 566 out of 825 accommodated orphans had stayed there for about two years and then returned home. Then, it becomes clear that the largest number of the 149 orphans left there at the age of 21, though one orphan had been there for over 20 years and left there at the age of 26. Comparing the priority of reasons for leaving, homecoming is the first, followed by the completion of the draft, farm school graduation, and marriage. Thus the quantitative aspects of the "long-term and ongoing relief (assistance)" and the summary of residential care practice could be checked.

It is confirmed that dependent children's lives in the orphanage reflected the historic role of the orphanage disaster relief (assistance) in the two calamities.

**Keywords:** Okayama Orphanage, Juji Ishii, disaster relief (assistance), history of residential child care practice, child welfare history